

第4期 佐呂間町総合計画

2011 - 2020

青い湖と緑の大地 人が輝く未来のサロマ

北海道佐呂間町

はじめに



佐呂間町はこれまで「自然と豊かさと調和した産業と文化の郷」を目標とした第1期総合計画を策定以降、3つのまちづくり計画を策定し、町民福祉の充実や基幹産業の振興発展のため、町民のみなさんをはじめ町内各関係機関、団体や国、北海道などの支援により、さまざまな施策を展開して参りました。

社会情勢が目まぐるしく変化する中、少子・高齢化社会への進行や地球温暖化などの環境問題、国や地方自治体の財政問題や地方分権の進展など大きな変革期を迎えています。

この様な変化に的確に対応し、将来の目指すべき姿に向かうため、平成23年度から10年間のまちづくりの指針となる「第4期佐呂間町総合計画」を策定し、住民と行政による自助・共助・公助のバランスのとれたまちづくりに取り組んで参ります。

また、策定にあたっては、団体からの推薦や公募により35名からなる「総合計画策定審議会」が策定当初の段階から参加いただいたことは、協働自治による住民参加のまちづくりが根付いたものと考えております。

さらに計画の推進にあたっては、町民のみなさんと情報を共有し、町民と行政とが一体となって進めるとともに、時代の潮流に柔軟に対応しながら、実効性の確保に努め、効果的に推進し住みよいまちづくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただいた審議会委員のみなさんをはじめ町議会並びに関係各機関、さらに町民意向調査などで大変貴重なご意見をいただいた町民のみなさんに心から感謝申し上げますとともに、今後とも積極的な町政への参加とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

佐呂間町長 川根 章夫

『青い湖と緑の大地 人が輝く』

答申を終えて

第4期佐呂間町総合計画の策定にあたり、団体からの推薦そして公募による35名で構成する「総合計画策定審議会」が平成20年11月5日に発足し、同日町長から諮問を受け、3つの部会(まちづくり部会、産業振興部会、社会福祉・教育部会)を設置し、策定作業が始まりました。

振り返りますと米国に端を発した景気の低迷による影響から、町内企業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増している中で、今後10年間のまちづくり計画を策定することは非常に難しく、町民の皆様からいただいた大変貴重なご意見を参考にさせていただき、活発な審議を経て平成22年8月23日、町長へ最終答申をいたしました。

策定にあたっては本計画の基本理念であります「町民と行政による協働のまちづくり」を進める一歩になったと実感しています。

また、計画の推進にあたっては、力強く心豊かな「サロマ」をめざし、町民とともにまちづくりを進める協働自治の実現のため、行政におかれましては、時代の潮流に柔軟に対応し、施策・事業が推進されますよう切望いたします。

最後に、何かとお世話いただいた多くのみなさんにお礼を申し上げますとともに、これからの佐呂間町の夢・希望・感動そして喜びを彩り豊かに「いつまでも…サロマ」であることを心から祈念いたします。

平成23年3月

佐呂間町総合計画策定審議会
会長 関東 俊彦



未来のサロマ』をめざして

CONTENTS

基本構想

第1 総論	2
総合計画策定の考え方	2
策定の趣旨	
計画の性格	
計画の構成と期間	
計画の推進と資金の確保	
総論的事項	4
地域づくりを取り巻く社会の変化	
国、北海道、その他計画との整合性	
地域づくりの今後の課題	
第2 将来目標	6
佐呂間町発展の方向性	
想定人口	
第3 施策の大綱	8

基本計画

施策の体系	10
1 まちづくり	19
1-1 町民参加のまちづくり	19
1-1-1 町民憲章、町花、町木、町技	
1-1-2 住民参加の行政	
1-1-3 住民自治活動	
1-1-4 住民定住対策	
1-2 広域交流	23
1-2-1 地域間交流	
1-2-2 国際交流	
1-2-3 姉妹都市交流	
1-3 情報網の充実	25
1-3-1 情報の発信	
1-3-2 情報通信システム	
1-4 行財政改革	27
1-4-1 行政体制の改革	
1-4-2 健全財政	

1-5 生活環境	29
1-5-1 土地利用	
1-5-2 住宅と土地	
1-5-3 公園と緑地	
1-5-4 公衆衛生	
1-5-5 水道	
1-5-6 下水道・し尿処理	
1-5-7 ごみ処理・リサイクル	
1-5-8 エネルギー対策（地球環境保全）	
1-6 安全な生活	35
1-6-1 交通安全	
1-6-2 防犯	
1-6-3 消防・救急活動	
1-6-4 防災	
1-6-5 河川保護・湖岸保全	
1-6-6 公害	
1-7 交通網の整備	40
1-7-1 道路	
1-7-2 交通	

2 産業振興	42
2-1 農業	42
2-1-1 農地の有効利用	
2-1-2 生産基盤整備	
2-1-3 農業経営の確立	
2-1-4 担い手対策	
2-1-5 農畜産物の研究開発	
2-1-6 農村環境	
2-2 林業	48
2-2-1 林業の振興	
2-2-2 林産業の振興	
2-2-3 有害鳥獣駆除	
2-2-4 森林保全	
2-3 水産業	51
2-3-1 漁業経営の確立	
2-3-2 生産基盤整備	
2-3-3 環境保全	
2-4 商工業	54
2-4-1 商店街の活性化	
2-4-2 中小企業の振興	

2-5 観光	5 6
2-5-1 観光の振興	
2-5-2 環境整備	
2-5-3 自然保護	
2-6 雇用環境	5 9
2-6-1 雇用環境	

3 社会福祉 6 0

3-1 地域福祉	6 0
3-1-1 地域福祉活動	
3-1-2 低所得者福祉	
3-1-3 社会保障（医療保険関係）	
3-1-4 社会保障（介護保険関係）	
3-2 高齢者福祉	6 4
3-2-1 在宅支援	
3-2-2 生きがい対策	
3-2-3 高齢者福祉施設	
3-2-4 介護体制	
3-3 障がい者福祉	6 7
3-3-1 障がい者福祉	
3-3-2 障がい児支援	
3-4 児童福祉	6 9
3-4-1 子育て支援	
3-4-2 児童福祉施設（保育所）	
3-4-3 ひとり親家庭支援	
3-4-4 要保護児童対策	
3-5 保健医療	7 2
3-5-1 健康づくり	
3-5-2 医療体制	

4 教育文化 7 4

4-1 生涯学習	7 4
4-1-1 生涯学習	
4-2 学校	7 6
4-2-1 小中学校	
4-2-2 高等学校	
4-2-3 給食	
4-3 人づくり	7 9
4-3-1 子育て	
4-3-2 育ち	
4-3-3 学び	

4-3-4 生きがいづくり	
4-3-5 健康づくり・スポーツ	
4-4 学習支援	8 3
4-4-1 施設	
4-4-2 情報・制度	
4-4-3 団体支援	
4-5 文化	8 5
4-5-1 芸術・文化	
4-5-2 文化財	

資料編

1 佐呂間町総合計画策定審議会への諮問	8 8
2 佐呂間町総合計画策定審議会からの答申	8 9
3 グラフと表でみるサロマ	9 0
4 佐呂間町の一年	9 6
5 策定までの経過	9 7
6 佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿	1 0 1

佐呂間町民憲章

わたくしたちは、森と湖の厳しい大自然の中で開拓した先人のたくましい精神を受けつぐ佐呂間町民であることを誇りとしています。

わたくしたちは、自然の恵みに感謝しながら生きがいのある生活を確立し、希望と自信をもって、ひとりひとりの幸せと未来に伸びゆく、豊かで明るいまちをつくるため、この憲章を定めます。

わたくしたち佐呂間町民は、英知と友愛と勇気をもって、

- 一、自然の恵みを生かし、美しく住みよいまちをつくります。
- 一、進んできまりを守り、明るく平和なまちをつくります。
- 一、たがいに助け合い、あたたかく幸せなまちをつくります。
- 一、仕事に誇りをもち、楽しく豊かなまちをつくります。
- 一、若い力をそだて、伸びゆく文化のまちをつくります。

(昭和五十年十二月制定)

町章



佐呂間町のカナ文字を“サ”が“口”と“マ”を囲むように図案化したものです。横棒が、全町を固く結んだ町民の心、一致団結、共存共栄、円満な理想郷を表現しています。(昭和28年4月制定)

町花・町木・町技 (昭和59年制定)



エソムラサキツツジ



オオバボダイジュ



ソフトボール

町イメージキャラクター



ももちゃん

基 本 構 想

第 1	総論	2 ~ 5
第 2	将来目標	6 ~ 7
第 3	施策の大綱	8

第1 総論

総合計画策定の考え方

策定の趣旨

本町は、昭和56年に第1期佐呂間町総合計画を策定以降、第2期・第3期といずれも計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定し、これに沿ってさまざまな施策や事業を展開しながら、町民福祉の向上とまちの発展をめざしてきました。

- | | | |
|-----|----------------------|---------------|
| 第1期 | 「自然の豊かさと調和した産業と文化の郷」 | (1981 - 1990) |
| 第2期 | 「大地に根ざした自然と英知を育むまち」 | (1991 - 2000) |
| 第3期 | 「未来をつむぐ時代(あすをつむぐとき)」 | (2001 - 2010) |

しかしながら、近年の本町を取り巻く社会情勢は、少子・高齢、地球規模の環境問題、国と北海道財政の危機的状況、高度情報化の進展などを要因として、大きく変化してきました。また、最近の国際社会情勢の影響により、国内では、不況により雇用環境が悪化し、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしています。

行財政改革を推進するため実施された「平成の大合併」が全国で進み、本町も近隣市町村とともに、合併を前提とした協議を重ねましたが、結果として自主自立の道を歩むこととなりました。

こうしたなか、町民一人ひとりの豊かな生活の実現と佐呂間町のさらなる発展のため、長期的展望に立った「まちづくり」の基本的方向性を示す第4期佐呂間町総合計画を策定します。

計画の性格

総合計画は、住民福祉の向上を基本理念とし、住民参加の姿勢を重視しつつ、佐呂間町の長期的な発展の方向と将来の目標、そしてその目標を達成するために必要な主な施策と事業を示すものです。

この計画は、今後の町政の基本的指針であるとともに、新しいまちづくりのための基本的なガイドラインとしての役割を持つものです。町民、行政、関係機関など多様な主体の協働により、この計画を着実に推進していくことが必要です。

福祉分野においては社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として定めるものです。

計画の構成と期間

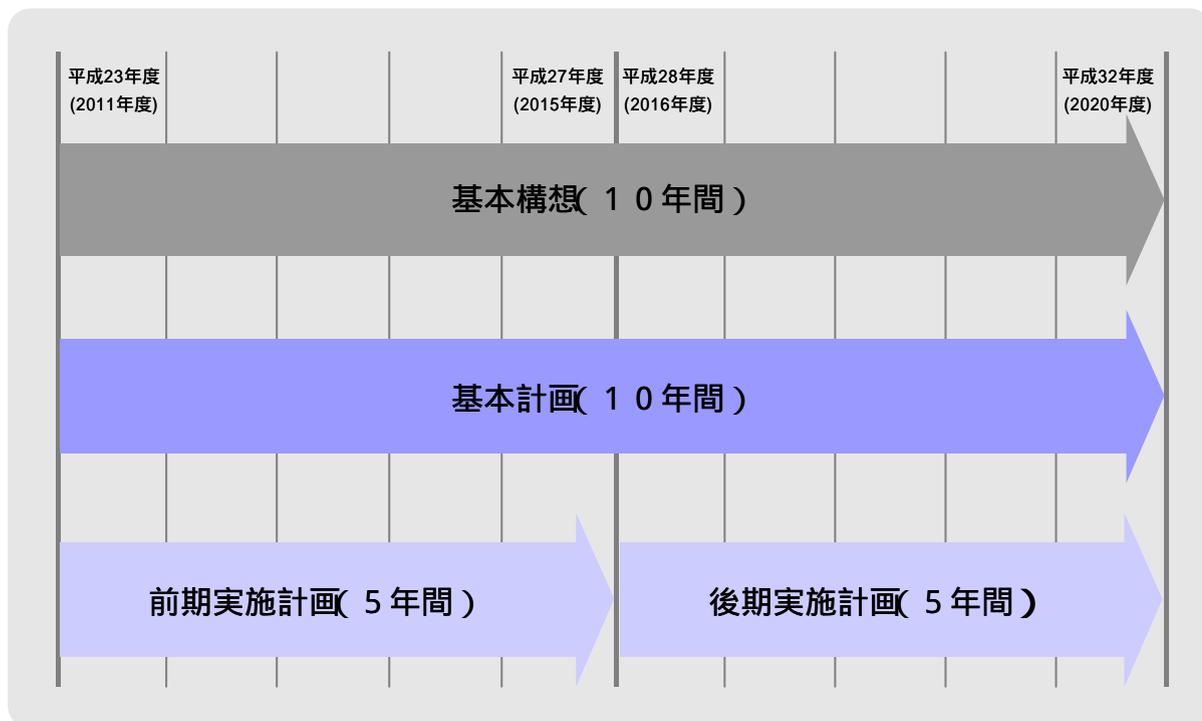
総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三段構成とします。

「基本構想」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、本町の「まちづくり」における長期的な発展の方向と将来目標を設定するとともに、この目標を達成するため施策の大綱を示します。

「基本計画」は、基本構想の中で定めた将来目標の達成に向け項目ごとに現状と課題を把握し、その課題解決のため主な施策を示します。

「実施計画」は、基本計画の中で定めた施策をどのように実施していくかを示すもので、計画期間を前期・後期5ヶ年に分け策定します。

なお、計画期間中に経済社会情勢が大きく変化した場合には、中間点検などを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



計画の推進と資金の確保

計画の推進にあたっては、多くの住民の意向を反映するよう努めるとともに、情勢の変化に弾力的に対応し、効率的・効果的に取り組む必要があります。

また、厳しい町財政の中にあたって、この計画を円滑に推進し実現していくため、国の地方財政対策などの動きを踏まえつつ、特色を活かした「まちづくり」を推進し、町財政の効率的な運営や計画的な資金の確保に努めます。

地域づくりを取り巻く社会の変化

少子高齢

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い少子高齢が進んでいます。

このような傾向は、今後も続くものと考えられ、労働力人口の減少や経済成長率の低下など、社会のさまざまな面への影響が懸念されます。

地球規模の環境問題

温室効果ガスの影響により環境への負荷が増大し、地球規模での環境問題が生じています。

そのため自然環境への関心を高め、自然とのふれあいや環境にやさしい地域づくりを進めていく必要があります。

国と北海道の危機的な財政状況

我が国の財政状況は、バブル経済崩壊後の景気回復策による大量の国債発行により、危機的な状況に陥っています。

また、北海道をはじめ地方自治体においても、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な縮減により、財政が硬直化している状況にあります。

高度情報化の進展

IT（情報通信技術）の進歩により、日常生活や産業活動の両面において情報化が定着し、時間や空間による制約を大幅に減少させ、生活や産業の新たな可能性を広げています。

しかし、条件不利地域においては情報化の進展が遅れており、新たな情報通信手段を用いた対応が必要となっています。

豊かさを実感できる社会

人々の価値観の変化や余暇時間の増加により、個性や多様性を重視する傾向にあります。自然や文化、人とのふれあいの中から、「心の豊かさ」を実感できる社会をめざす取り組みが必要です。

地方分権と協働によるまちづくり

地方分権の推進により、市町村の果たす役割がますます増大する中、新たな課題への対応が求められています。

このため、行政（地方自治体）は、住民に身近な立場で、自らの責任と判断のもと具体的な施策を実行することができる政策形成能力が求められています。

また、住民と行政がまちづくりの目標を共有し、自助¹・共助²・公助³のバランスのとれた協働によるまちづくりを進める必要があります。

1 自助：自分の責任で自分自身が行うこと。

2 共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

3 公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力で解決できないことについて、公的（公的機関）が行うこと。

国、北海道、その他計画との整合性

この計画は、国や北海道などの計画との整合性を図りながら策定し、推進していきます。

地域づくりの今後の課題

本町の人口は、出生率の低下や若年層の町外流出により年々減少傾向にあります。今後も就労の場の確保やUターン事業などの受け入れ対策を図り、まちの活性化に結びつく施策が必要です。

また、地域における高齢者の就労の場・活躍の場の提供も不可欠で、高齢者が安心してくらすことのできる地域社会の構築と地域福祉、介護・保健・医療の連携による「安全安心な福祉のまちづくり」を推進する必要があります。

いじめや不登校などへの対応として、家庭・地域・学校との連携強化を図り、心の教育や学習支援の強化、相談体制の充実が重要です。

基幹産業である農林水産業は、国際競争の中で価格の低迷や生産コストの上昇などにより、経営環境は一層厳しいものとなっています。このため、担い手の育成と安定した生産供給体制、経営基盤の強化が重要です。また、周辺市町村における大型店舗、商業施設の立地により、購買力の流出が著しく、商店街の活性化と商工業の経営安定化が望まれます。

恵まれた自然を活かした体験型・滞在型観光や広域観光など、多様なニーズに対応した観光関連施設の充実が必要です。

地方分権の推進により、市町村では従来にも増して自主的な行政運営への取り組みが求められるとともに、行財政改革との整合性を図るため、広域行政事務を視野に入れた対応が必要となります。

第2 将来目標

佐呂間町発展の方向性

佐呂間町の歴史をたどれば、厳しい自然条件のもと、先人のたゆまぬ努力と創造力で農林水産業をはじめとする産業の発展をもたらし、安定した経済社会と独自の文化を育み、今日の基盤が築かれてきました。

先人の開拓精神を受け継ぎ、これからの時代をさらに力強く生き抜く地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、新たな発想のもと住民が自ら考え、行動することが重要です。

地域を活性化していく主役は、ここに住むわたしたち町民です。自助・共助・公助による協働と環境を重視した **すべての人にやさしい「まちづくり」** をめざします。



想定人口

本計画の最終年次である平成32年（2020年）では、出生率の低下と社会的要因による減少により5,200人と想定します。

また、65歳以上の高齢者は38.1%と高い割合を占める超高齢社会と予想されます。

区 分		基準年度 (平成20年度)		目標年度 (平成32年度)	
		総 数	構成比	総 数	構成比
人 口	0～14歳	702人	11.5%	577人	11.1%
	15～64歳	3,468人	57.0%	2,642人	50.8%
	65歳以上	1,918人	31.5%	1,981人	38.1%
	(うち75歳以上)	1,017人	16.7%	1,045人	20.1%
	総 数	6,088人	100.0%	5,200人	100.0%

将来の人口推計を人口統計に多く用いられるコーホート要因法という推計方法を用いて計算しています。

具体的には、平成16年度から平成20年度の5年間における各年齢区分の増減中、最大最小値を除いた3年間の平均に北海道保健統計年報の生存率を補正して計算しています。

第3 施策の大綱

青い湖と緑の大地
人が輝く未来のサロマをめぐって

1 心豊かで快適な暮らしを支えるまちをめざして

自助・共助・公助による協働のまちづくりをめざします
国際交流や地域間交流を推進します
情報網の充実をめざします
行財政の健全化を推進します
安全・安心にさせる地域社会をめざします
道路、交通網の充実をめざします

2 豊かな自然と人が共存する産業をめざして

ゆとりと活力のある農林水産業をめざします
魅力と活気あふれる商工業をめざします
自然と調和した観光をめざします
安心して働ける雇用環境の充実をめざします

3 ふれあいとやすらぎのある社会をめざして

絆を深め、やさしい福祉のまちづくりをめざします
生きがいをもち健やかにさせるまちづくりをめざします
地域ぐるみの子育て支援を推進します
福祉・介護・保健・医療が一体となった施策展開をめざします

4 こころを育む魅力ある教育をめざして

豊かな生涯学習社会の実現をめざします
「生きる力」を育む学校教育の実現をめざします
「サロマづくり」を担う人材の育成を推進します
健全な心身を育む健康づくり・スポーツを推進します
創造性を高める芸術文化活動を推進します

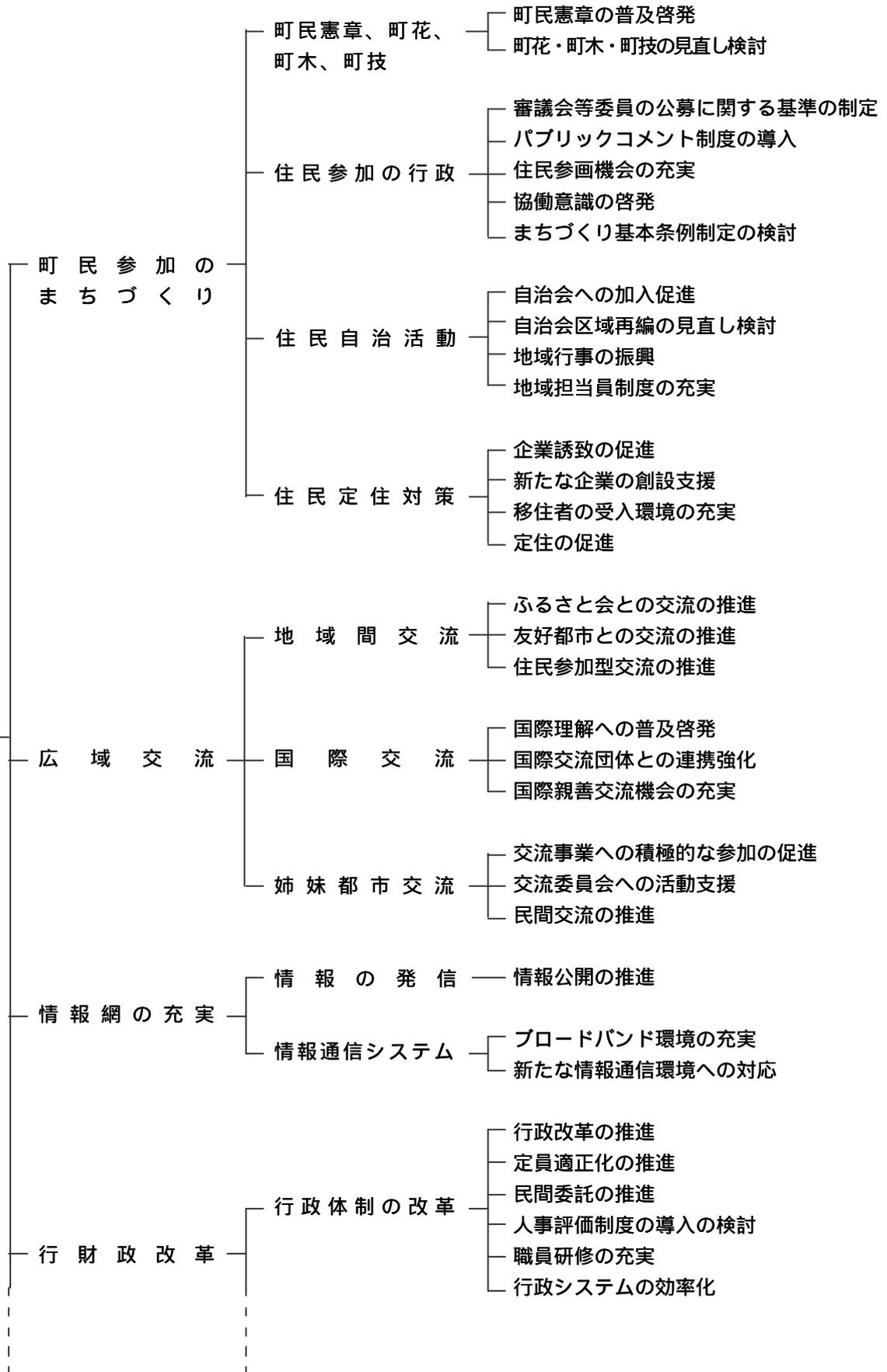
基本計画

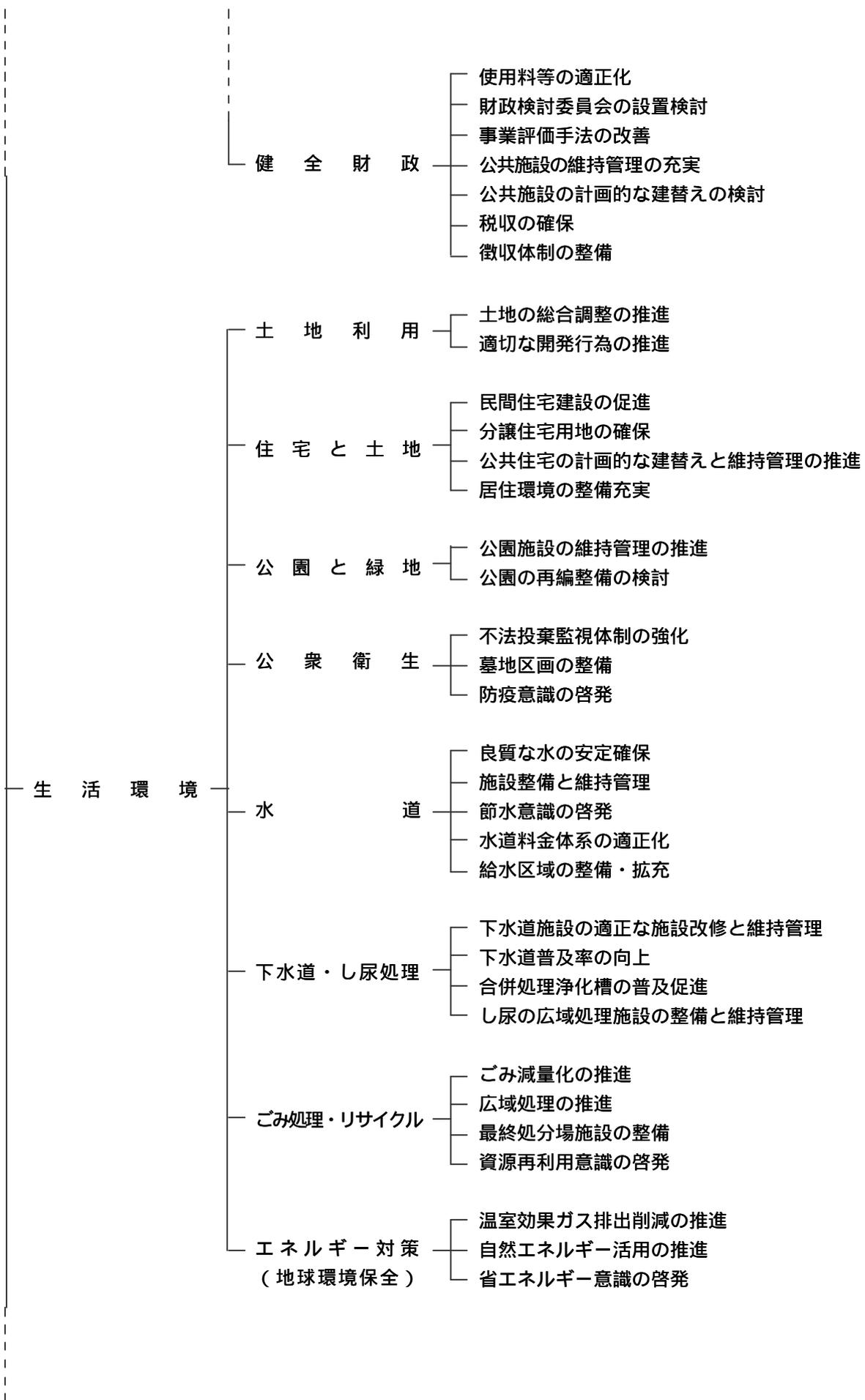
施策の体系	10 ~ 18
1 まちづくり	19 ~ 41
2 産業振興	42 ~ 59
3 社会福祉	60 ~ 73
4 教育文化	74 ~ 86

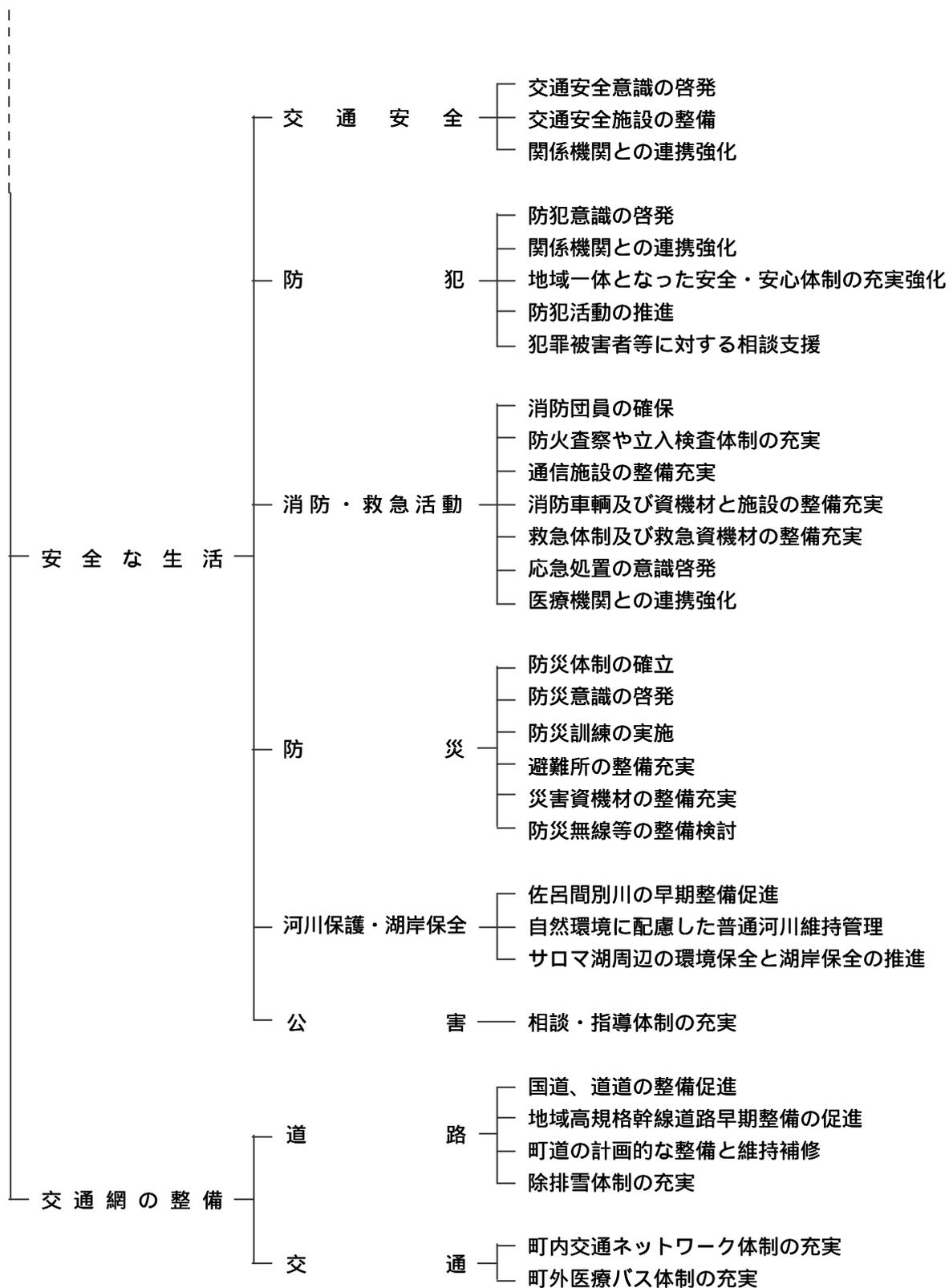
施策の体系

『施策の体系』では、基本構想の「施策の大綱」を受け、目標実現のために取り組む具体的な主要施策を体系化して示しています。

まちづくり心豊かで快適な暮らしを支えるまちをめざして



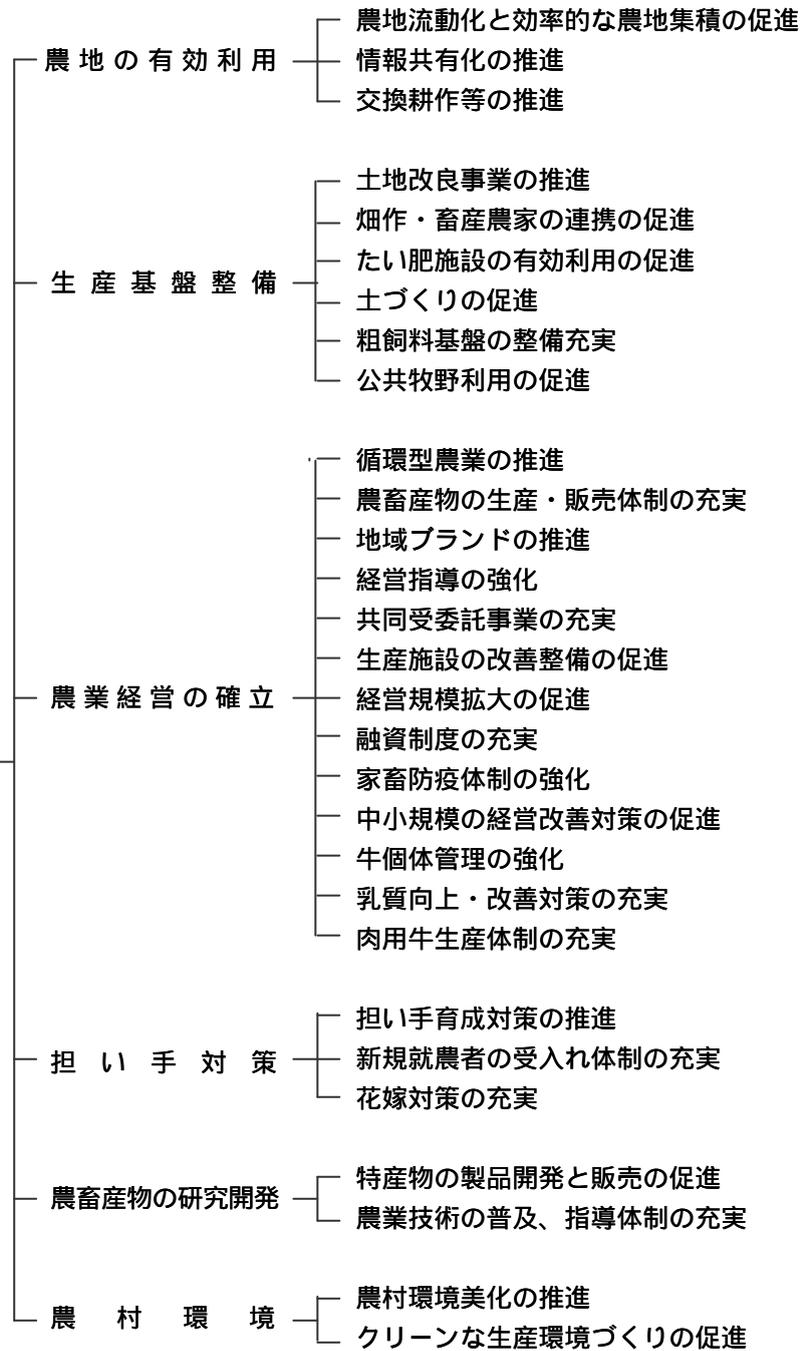


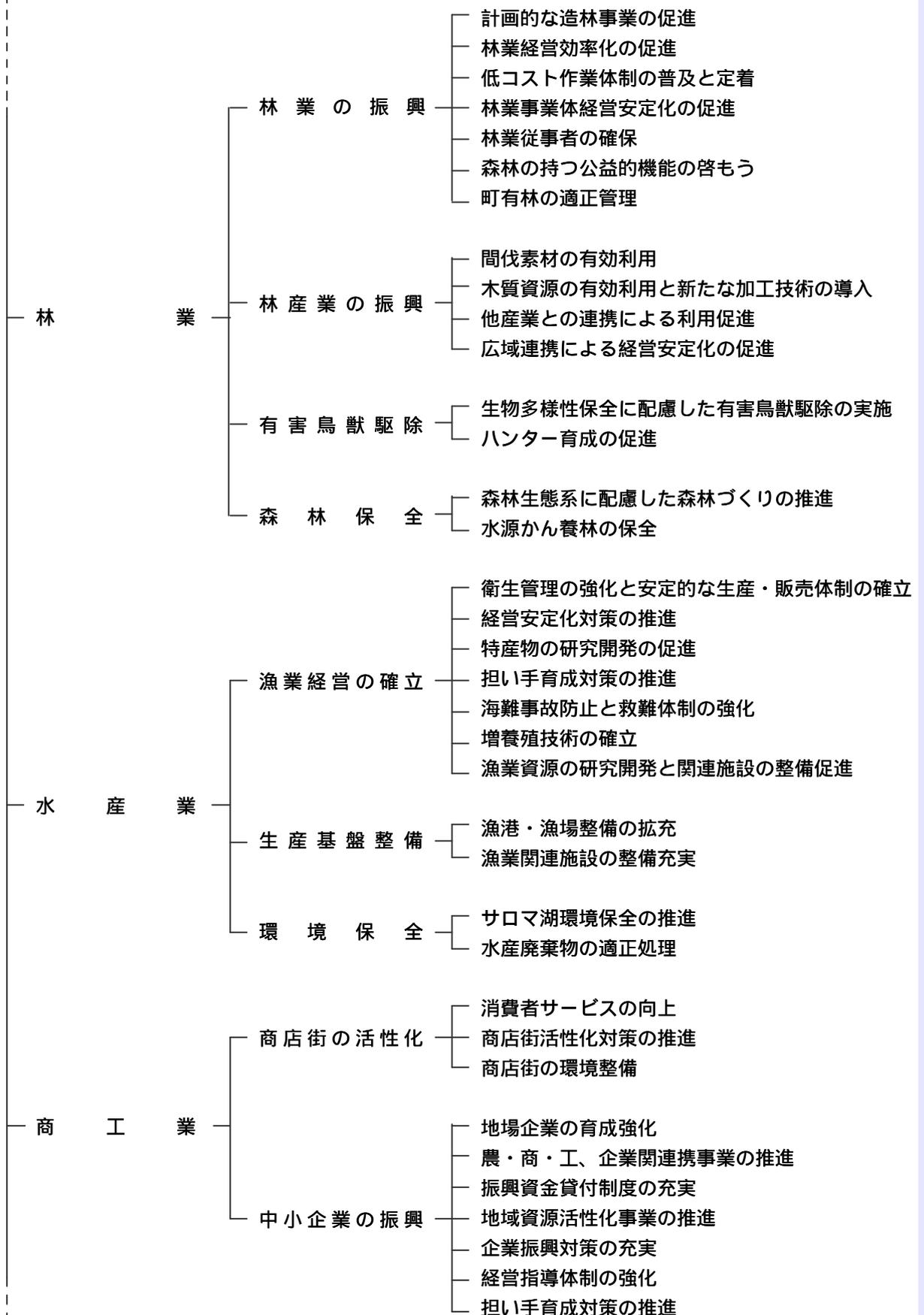


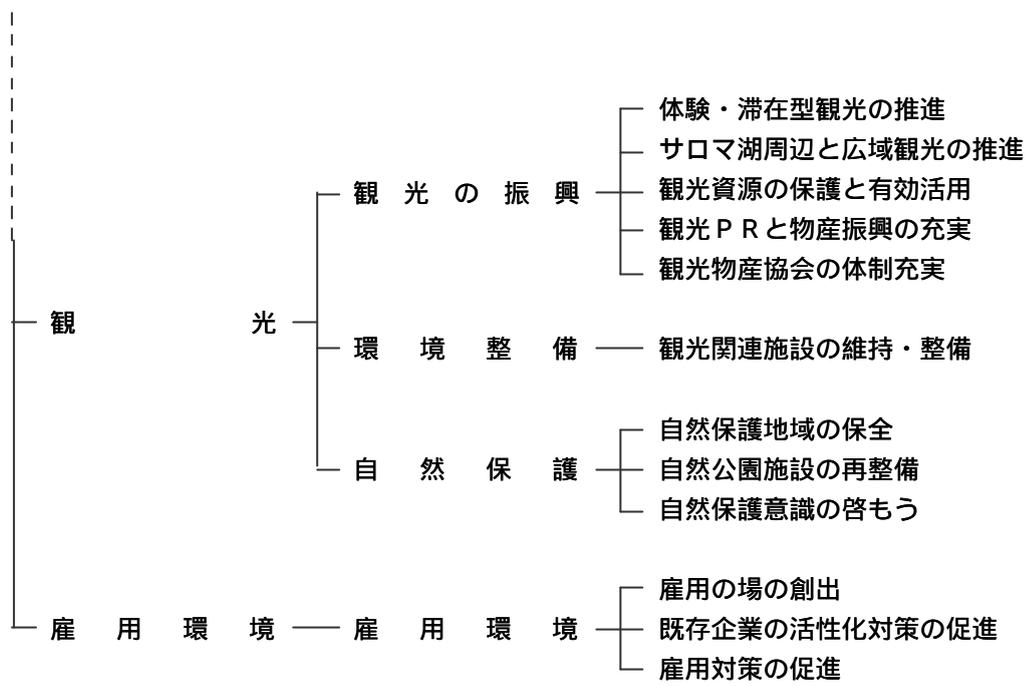
産業振興と豊かな自然と人が共存する産業をめざして

農

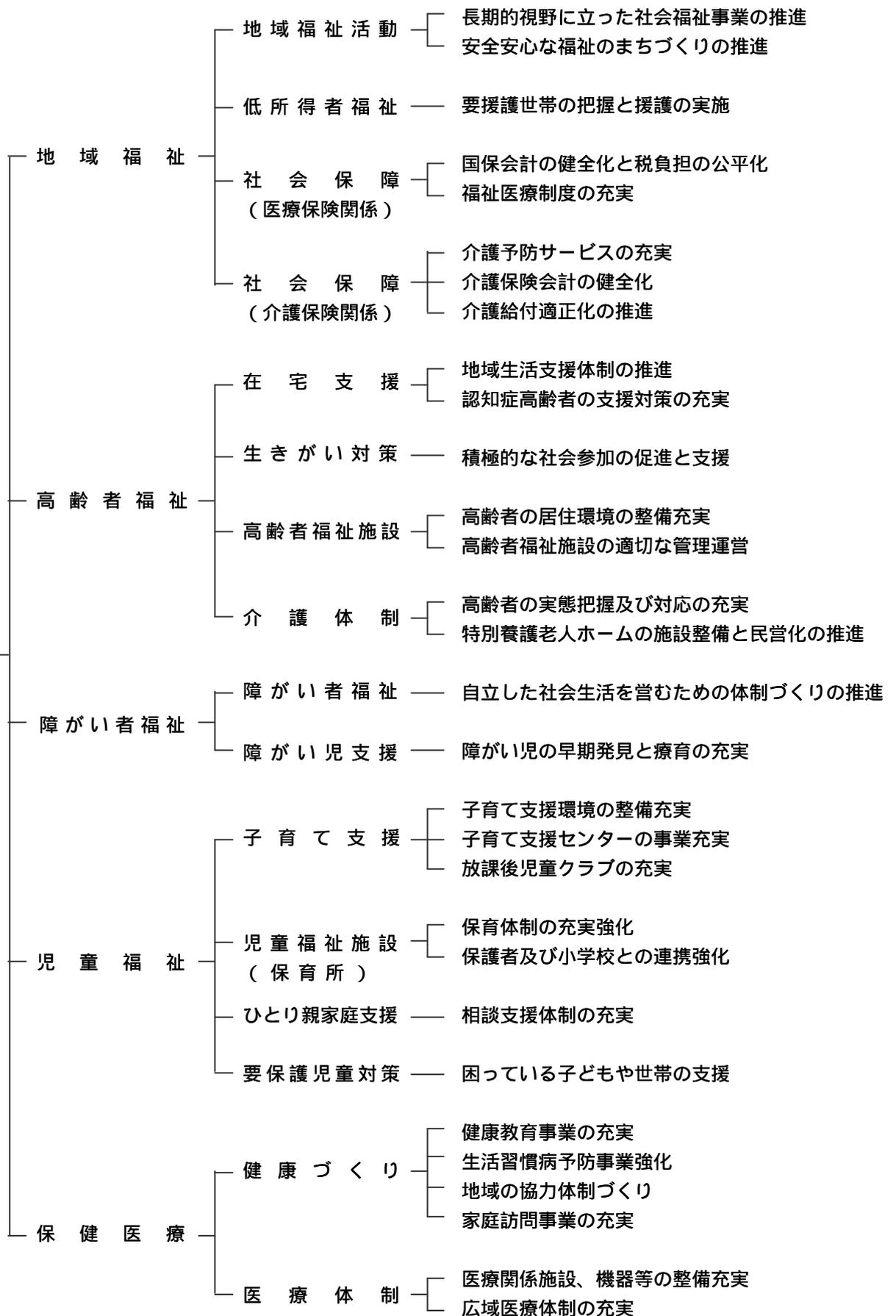
業



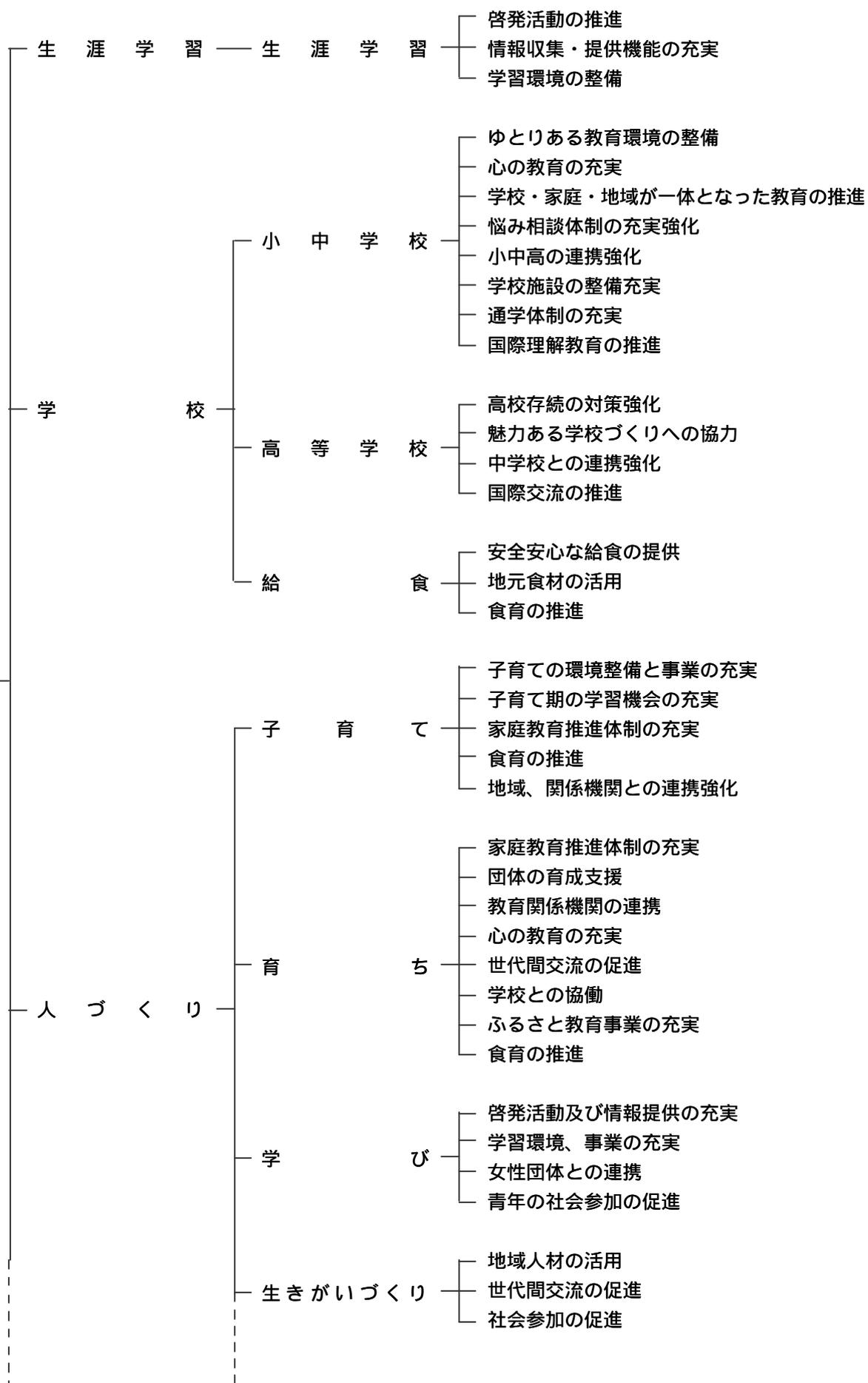


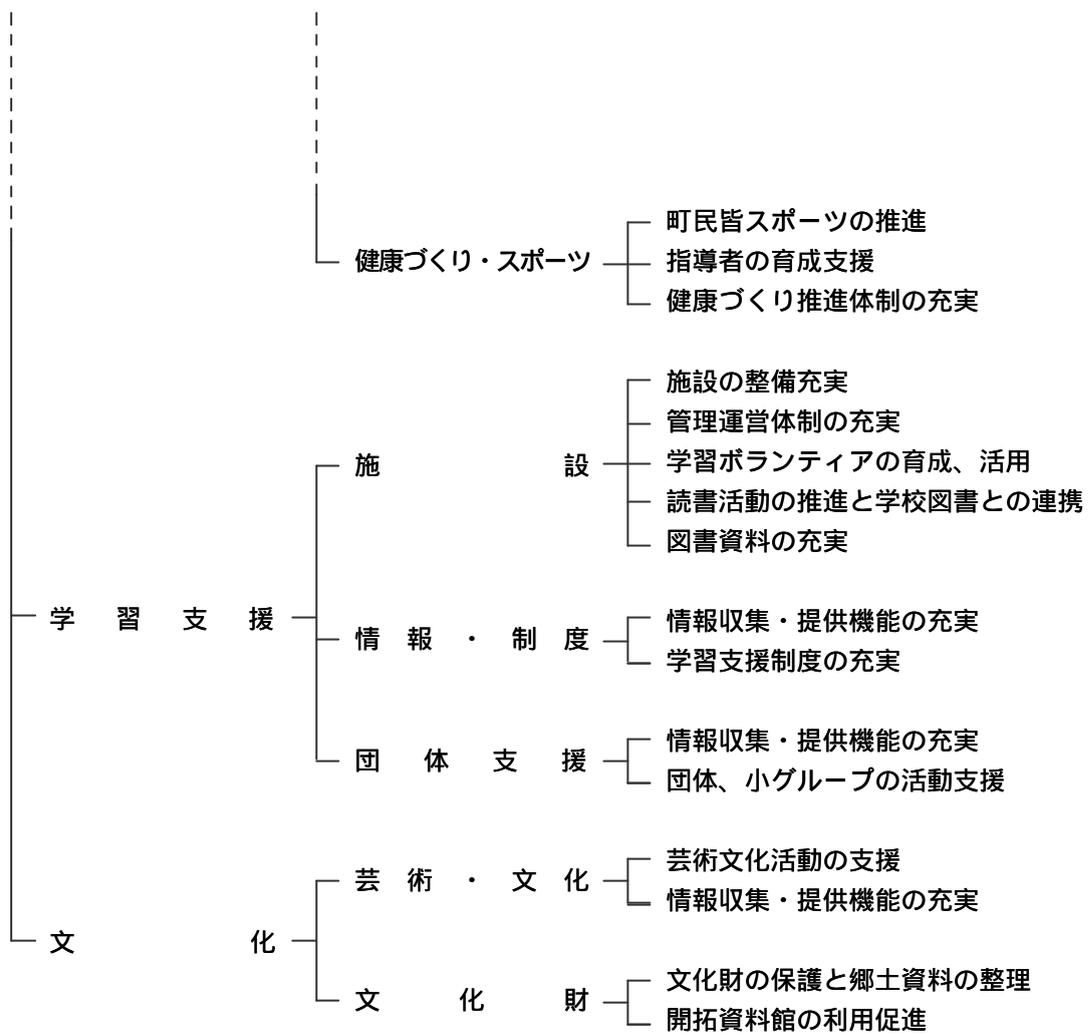


社会福祉「ふれあいとやすらぎのある社会をめざして」



教育文化「こころを育む魅力ある教育をめざして」





1

まちづくり

～心豊かで快適な暮らしを支えるまちをめざして～

基本目標

自助・共助・公助による協働のまちづくりをめざします
国際交流や地域間交流を推進します
情報網の充実をめざします
行財政の健全化を推進します
安全・安心にらせる地域社会をめざします
道路、交通網の充実をめざします

1 - 1 町民参加のまちづくり

(施策の展開方針)

町民憲章を基本理念に、明るく健やかにらせる「住みよいまち」の実現に向け、町民一人ひとりの積極的なまちづくりへの参加を促し、町民と行政による「自助・共助・公助」のまちづくりをめざします。

郷土への愛着や町民の連帯意識を高めるコミュニティ活動への積極的な参加を促し、地域と行政との連携を展開します。

人口減少が進むなか、本町の優れた自然環境を活かしたさまざまな定住対策を進め、誰もが「住んでみたい・住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。

1 - 1 - 1 【町民憲章、町花、町木、町技】

現 状

昭和50年に町民憲章が制定されておりますが、周知不足により住民に浸透していない状況にあります。

各種式典などにおいて、町民憲章朗読が行われています。

昭和59年に町花、町木、町技が制定されています。

課 題

町民憲章の普及啓発に努める必要があります。

町花、町木、町技について、見直しを検討する必要があります。

主要施策

町民憲章の普及啓発
町花、町木、町技の見直し検討

1 - 1 - 2 【住民参加の行政】

現 状

審議会等における委員は、一般公募を取り入れていますが、応募者が少ない状況にあります。

行政課題や住民ニーズが高度化、多様化している状況にあります。

課 題

各種委員会、審議会の公募制を進めるため、統一した考え方や基準を整理する必要があります。

重要な政策の立案、決定にあたっては、住民が意見を述べる機会を設ける必要があります。

住民自らまちづくりについて考え、行動できるよう住民参加の機会を提供する必要があります。

主要施策

審議会等委員の公募に関する基準の制定

パブリックコメント¹制度の導入

住民参画機会の充実

協働意識の啓発

まちづくり基本条例制定²の検討

¹パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

²まちづくり基本条例制定：自治基本条例の別称。住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。

1 - 1 - 3 【住民自治活動】

現 状

単身世帯や核家族化が進み若年層の未加入者が増加し、加入率が低下傾向にあります。

各自治会により加入世帯数に格差が生じています。

学校再編により地域の伝統行事や慣例的な活動が、停滞している地域があります。

高齢者世帯、独居老人世帯の増加により災害時における要援護者の把握など、町（地域担当員制度³）と情報の共有が図られています。

課 題

自治会加入世帯数の地域格差が広がっているため、区域再編に対する検討が必要となっています。

自治会の加入と活動の活性化を促進する必要があります。

郷土愛を育むため、地域の祭りや催し、伝統行事への積極的な参加を促進する必要があります。

主 要 施 策

自治会への加入促進

自治会区域再編の見直し検討

地域行事の振興

地域担当員制度の充実

1 - 1 - 4 【住民定住対策】

現 状

産業基盤や定住環境の整備、企業の振興対策に努めてきましたが、人口の流出は依然として止まない状況にあります。

移住希望者に対する情報提供を行っています。

³ 地域担当員制度：地域を単位としたさまざまなコミュニティ活動を行政と地域住民で構成される団体とが連携を図りながら効果的に取り組むために地域に担当職員を配置する仕組み

課題

既存企業の育成強化や地場資源活用による新産業の創出や外部企業の誘致による定住の促進に努める必要があります。

企業誘致にかかる優遇措置を検討する必要があります。

住民の定住やU・I・Jターン¹者の促進を図る必要があります。

移住促進のための情報発信、受入体制の整備が求められています。

安心して定住できる環境づくりが必要であります。

主要施策

企業誘致の促進

新たな企業の創設支援

移住者の受入環境の充実

定住の促進



¹ U・I・Jターン：出身地に移住することをUターン、出身地以外の地域に移住することをIターン、出身地の周辺地に移住することをJターンと呼ぶ。

1 - 2 広域交流

(施策の展開方針)

国と国、都市と地方など、さまざまな交流・連携が重視されるなか、姉妹都市や友好都市などとの交流を進めるとともに、町民の交流気運を醸成しつつ、国内外に開かれたまちづくりをめざします。

1 - 2 - 1 【地域間交流】

現 状

東京若栄会、東京サロマ会が参加する港区や江東区の区民まつりを通じ、物産販売を中心とした交流が行われています。

東京都港区・三田商店街振興組合と佐呂間町・佐呂間町商工会との交流に関する基本協定を締結し、さらなる信頼関係が構築されています。

友好関係にある宮崎県都農町などの行政及び商工会関係者との交流が図られています。

課 題

東京サロマ会や各ふるさと会との連携を深め、観光、物産、人的交流の促進に努める必要があります。

友好都市との交流内容の充実に努める必要があります。

住民参加型の交流を進める必要があります。

主 要 施 策

ふるさと会との交流の推進

友好都市との交流の推進

住民参加型交流の推進

1 - 2 - 2 【国際交流】

現 状

国際化の進展とともに、私たちの日常において外国人や外国文化と接する機会が増えている状況にあります。

町内の国際交流団体である「SICEA」では、各国の外国人留学生の受け入れ

や管内市町村の留学生との交流会等を行っています。
国際交流団体の交流に広がりが見えない状況にあります。

課 題

国際社会への貢献や平和に対する町民理解の普及啓発を図る必要があります。
国際交流団体との連携を図り、国際化に対応したまちづくりを進める必要があります。
国際交流に対する相互理解を深めるため、各種親善交流機会の充実を図る必要があります。

主要施策

国際理解への普及啓発
国際交流団体との連携強化
国際親善交流機会の充実

1 - 2 - 3 【姉妹都市交流】

現 状

昭和55年に提携したアメリカ合衆国アラスカ州パーマ市との姉妹都市交流は、既に30年経過しています。
5年毎に周年事業を開催しており、相互に訪問団を結成し、派遣、受け入れを行っています。
毎年、中学生・高校生を中心として、相互に派遣、受け入れを行っています。
平成20年12月に「佐呂間町パーマ市姉妹都市交流委員会」が発足しています。

課 題

姉妹都市との未永い友好親善を図るため、人的交流の継続化に努める必要があります。
姉妹都市交流委員会の活動強化を図り民間レベルでの交流を推進する必要があります。

主要施策

交流事業への積極的な参加の促進
交流委員会への活動支援
民間交流の推進

1 - 3 情報網の充実

(施策の展開方針)

町民一人ひとりの役割が重視されるなか、行政情報の積極的な発信と地域情報化の充実に努めます。

1 - 3 - 1 【情報の発信】

現 状

情報公開条例により、行政情報の公開に努めています。

課 題

積極的な行政情報の発信に努める必要があります。

主 要 施 策

情報公開の推進

1 - 3 - 2 【情報通信システム】

現 状

情報通信技術の急速な普及は、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。

条件不利地域でのブロードバンド¹環境の整備が遅れ、地域格差が生じている状況にあります。

テレビ難視聴地域である本町は、民放放送中継局建設や有線組合への支援等により、テレビ難視聴解消を図ってきました。

課 題

高度情報化に対応するため、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備に努める必要があります。

地上デジタル²テレビ放送の難視聴解消に努める必要があります。

¹ブロードバンド：「広い帯域」の意味で、高速・大容量の電子データを送受信する情報通信サービスのこと。

²地上デジタル：従来のテレビ放送のUHF帯とVHF帯を使ったアナログ放送を電波の有効利用やテレビ放送の高画質・高機能化を推進するための放送のデジタル化。

主要施策

ブロードバンド環境の充実
新たな情報通信環境への対応



1 - 4 行財政改革

(施策の展開方針)

町民ニーズの多様化により、行政サービスがますます高度化していることから、行財政改革を継続するとともに、効率的できめ細やかなサービスを提供し、町民に信頼される行政をめざします。

納税意識の高揚と効率的な税収確保を図るほか、歳入に見合う中・長期的な財政計画を策定し、町財政の健全化に努めます。

1 - 4 - 1 【行政体制の改革】

現 状

合併協議の破綻を受け、単独による自立の「まちづくり」を目指し、行政改革に取り組んでいます。

佐呂間町行政改革推進委員会から行政改革推進に関する答申を受けています。

佐呂間町行政改革推進本部を設置し、さらなる行政改革の推進に努めています。

佐呂間町定員適正化計画を策定し、職員配置の適正化に努めています。

佐呂間町役場人材育成基本方針に基づき、計画的に職員研修等を実施しています。

課 題

住民と協働による行政改革を進める必要があります。

組織機構の改革などにより、職員数の適正化を図る必要があります。

民間の経営感覚を活かした効率的で質の高い公共サービスの展開を図る必要があります。

人事評価制度の導入を検討する必要があります。

職員の民間型経営感覚やコスト削減等、意識改革が求められています。

政策形成能力を身につけ、住民ニーズに柔軟に対応できる職員の育成に努める必要があります。

行政システムの更新にかかる経費の圧縮を図る必要があります。

主要施策

行政改革の推進

定員適正化の推進

民間委託の推進

人事評価制度の導入の検討

行政システムの効率化

1 - 4 - 2 【健全財政】

現 状

佐呂間町行政改革推進委員会において、各種使用料・手数料等の見直しと適正化についての答申がまとめられました。

使用料調査専門委員の検討結果に基づいた各種使用料等の見直しを行っています。事業評価を試行し、本格導入に向け、協議してきましたが、進展していない状況にあります。

公共施設における管理体制の合理化が進んでいます。

地域経済の低迷により町民の生活費負担が重くなり、町税等収納率が低下している状況にあります。

納期の変更など納税環境の整備を行い、納期毎の税負担額の軽減を図っています。

課 題

各種使用料等の見直しに対する検証結果を踏まえ、今後の方向性を整理する必要があります。

歳入に見合う行政運営を行うため、今後とも歳出経費の抑制に努める必要があります。

事業評価の手法を見直しする必要があります。

公共施設維持管理を充実させるための検討が必要です。

公共施設の建替えについては、施設の集約化を検討する必要があります。

自主財源を確保するため、合理的な滞納処分を含め、収納率向上を図る必要があります。

納税環境の整備のため、さまざまな納付方法等を検討する必要があります。

効率的な徴収体制の整備が必要です。

主要施策

使用料等の適正化

財政検討委員会の設置検討

事業評価手法の改善

公共施設の維持管理の充実

公共施設の計画的な建替えの検討

税収の確保

徴収体制の整備

1 - 5 生活環境

(施策の展開方針)

北国特有の四季に恵まれた潤いのある住環境を創出し、町民が健康的で文化的な生活がおくれるよう、良質な水の安定供給及び本町の実情にあった下水道などの整備を進め、環境にやさしい豊かな生活空間をめざします。

1 - 5 - 1 【土地利用】

現 状

町内各市街地は、住宅需要に応じた開発が行われています。

農用地は、経営者の高齢化、後継者不足により、遊休地が増加する現状にあります。

森林の所有形態は、国有林 66%、民有林 27%、町有林 7% で構成されています。

課 題

地域特性に応じた土地利用を図るため、総合的な調整を行う必要があります。

無秩序な開発行為を防止し、市街地、農村地域、森林地域に整合する土地利用を進めていく必要があります。

各市街地については、今後の住宅需要動向を見据え、計画的な土地利用による市街化形成を図る必要があります。

主要施策

土地の総合調整の推進
適切な開発行為の推進

1 - 5 - 2 【住宅と土地】

現 状

長引く景気の低迷から、住宅需要は伸び悩んでいる状況にあります。

佐呂間、若佐、浜佐呂間の 3 地区に勤労者用住宅用地が造成され、宅地分譲が進められています。

公営住宅・特定公共賃貸住宅は、現在 11 団地、約 290 戸が建設されています。

高齢社会を迎え、一般住宅は、バリアフリー住宅¹の建設や改修が進んでいます。

課 題

民間住宅の建設促進と住宅需要に見合った分譲宅地の確保に努める必要があります。

公営住宅の計画的な建設と改修を推進する必要があります。

既存住宅の耐震改修を促進し、住宅の倒壊等による被害を防止する必要があります。

主要施策

民間住宅建設の促進

分譲住宅用地の確保

公営住宅の計画的な建替えと維持管理の推進

居住環境の整備充実

1 - 5 - 3 【公園と緑地】

現 状

町内には、基幹的な公園と児童公園が整備されておりますが、遊具の老朽化などが目立っている状況にあります。

課 題

子供たちが安全に安心して遊べるよう、遊具の点検や維持管理を強化する必要があります。

公園展示物の器物破損がみられ管理を強化する必要があります。

地域の利便性に配慮し、公園再編を検討する必要があります。

主要施策

公園施設の維持管理の推進

公園の再編整備の検討

¹ バリアフリー住宅：身体障がい者や高齢者が生活を営む上で支障のないよう建物を設計すること。身体障がい者や高齢者の利用に適合した住宅。

1 - 5 - 4 【公衆衛生】

現 状

環境美化意識のもと、自治会などにおいて道路清掃、サロマ湖周辺のごみ拾いが行われています。

墓地の管理は、佐呂間・若佐・浜佐呂間が町で、その他の地区は各自治会が行っています。

防疫のため、狂犬病の予防注射や野犬掃討を行っています。

課 題

道路・河川・サロマ湖への不法投棄が後を絶たない状況であり、対策が必要となっています。

需要動向を勘案した墓地の区画造成が必要となっています。

狂犬病予防対策や野良猫防止のため、飼い主の意識高揚を図る必要があります。

有害な野犬、キツネ、カラス駆除に努める必要があります。

主 要 施 策

不法投棄監視体制の強化

墓地区画の整備

防疫意識の啓発

1 - 5 - 5 【水道】

現 状

簡易水道給水区域内の普及率は、概ね100%となっています。

町内の営農用水施設を簡易水道に移管し、町内全域において水の安定供給を図っています。

課 題

近年の自然環境の変化に伴い、良質な水の安定確保が求められています。

簡易水道と営農用水の一元化に伴い、施設の計画的な整備に努める必要があります。

漏水の防止や既存施設の適正な維持管理に努める必要があります。

水道事業の健全経営のため、適正な料金体系の維持に努める必要があります。
自家水道の解消のため、計画的な給水区域の拡張を推進する必要があります。

主要施策

良質な水の安定確保
施設整備と維持管理
節水意識の啓発
水道料金体系の適正化
給水区域の整備・拡充

1 - 5 - 6 【下水道・し尿処理】

現 状

公共下水道と漁業集落排水下水道区域内において、未接続住宅の解消に努めています。

生活環境保全のため、合併処理浄化槽¹の設置に対し、助成を行っています。
遠軽地区3町のし尿等が衛生的に処理されています。

衛生センターの老朽化に伴い、計画的な改修を行っています。

課 題

下水道施設の適正な施設維持管理と計画的な施設改修に努める必要があります。

下水道未接続住宅の解消に努める必要があります。

下水道汚泥の有効活用に努める必要があります。

下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。

し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、施設の整備と維持管理に努める必要があります。

主要施策

下水道施設の適正な施設改修と維持管理
下水道普及率の向上
合併処理浄化槽の普及促進
し尿の広域処理施設の整備と維持管理

¹ 合併処理浄化槽：し尿のみを処理する単独処理浄化槽に対し、生活雑排水も合わせて処理する浄化槽のこと。

1 - 5 - 7 【ごみ処理・リサイクル】

現 状

燃やすごみは、遠軽清掃センターで焼却処理されています。

缶類・その他プラ・ビン類は、上湧別リサイクルセンターでリサイクル処理を行っています。

燃やさないごみと廃ビニール・木くずは、町の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設で処理されています。

ダンボール・新聞紙・本・乾電池・蛍光灯は、町でリサイクル処理を委託しています。

課 題

ごみの分別・収集に対する意識の高揚を図る必要があります。

一般廃棄物処理施設の更新を行う必要があります。

廃ビニールと木くずは、破碎後のリサイクル化を図る必要があります。

資源再利用に対する意識の高揚を図り、リサイクル製品の利用促進に努める必要があります。

主要施策

ごみ減量化の推進

広域処理の推進

最終処分場施設の整備

資源再利用意識の啓発

1 - 5 - 8 【エネルギー対策（地球環境保全）】

現 状

地球温暖化現象により、二酸化炭素など温室効果ガスの削減が急務となっています。

環境にやさしい新エネルギーへの転換が求められています。

課 題

日常生活や経済活動における温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

地域資源を活用した新エネルギーの創出に努める必要があります。

主要施策

温室効果ガス排出削減の推進

自然エネルギー活用の推進

省エネルギー意識の啓発



1 - 6 安全な生活

(施策の展開方針)

安全で安心してらせるまちづくりのため、町民と行政との連携による防災意識の高揚に努めます。

消防・救急体制の充実と消防団活動の強化を図り、総合的な地域防災の向上をめざします。

1 - 6 - 1 【交通安全】

現 状

交通安全運動期間には街頭啓発や街頭指導を実施しています。

交通安全意識の高揚を図るため、保育所、小学校、老人クラブを対象に交通安全教室を実施しています。

高齢者の免許保有者の増加に伴い、高齢者による事故が増加しています。

運転中の携帯電話使用違反や自転車の二人乗りなどマナーの低下が見られます。

危険箇所看板や安全旗を設置するとともに、公安委員会に対し、交通規制等の要望を行っています。

課 題

交通安全意識の高揚を図る必要があります。

子どもや高齢者の交通事故防止のため、交通安全施設の整備を図る必要があります。

主 要 施 策

交通安全意識の啓発

交通安全施設の整備

関係機関との連携強化

1 - 6 - 2 【防犯】

現 状

安全で安心してらせるために町民、事業所、行政の責務を明文化した「佐呂間町安全安心まちづくり条例」を策定しています。

児童・生徒を巻き込んだ犯罪が全国各地で頻発している今日、地域ボランティアの協力のもと子ども達の安全対策に取り組んでいます。

イベントや年末の特別警戒は、各地区の防犯協会が関係機関と連携し、パトロールを実施しています。

消費生活に関する相談窓口を設置し、消費者被害の救済やトラブルの未然防止を図っています。

課 題

関係機関との防犯体制の連携を強化する必要があります。

地域住民の協力のもと、より児童の安全確保に努める必要があります。

主要施策

防犯意識の啓発

関係機関との連携強化

地域一体となった安全・安心体制の充実強化

防犯活動の推進

犯罪被害者等に対する相談支援

1 - 6 - 3 【消防・救急活動】

現 状

遠軽地区広域組合を組織し、消防・救急活動にあたっています。

過疎・少子高齢により、若年消防団員の確保が困難な状況にあります。

一般住宅査察や防火対象物・危険物施設の立入検査等を計画的に実施し、予消防に努めています。

広域組合では、災害発生状況を踏まえ、消防資機材、施設の整備を計画的に進めています。

救急業務の増加とともに、救急救命士による高度な救急処置の必要性が高まっています。

救急講習会（AED¹使用講習会など）や各広報紙を通じて、応急処置の必要性を周知しています。

救急医療の高度化や専門的な治療のため第二・三次救急医療機関への搬送件数が増加しています。

さらなる救急医療の高度化を図るため、ドクターヘリ²が整備されています。

¹ AED（自動体外式除細動器）：けいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

² ドクターヘリ：救急医療用の医療機器を装備し、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場等に向い、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

課 題

消防団員の確保と組織の充実・強化を図る必要があります。

女性消防団員の業務体制を検討する必要があります。

防火査察や立入検査体制の充実と町民の防火意識の高揚を図る必要があります。

通信施設のデジタル化³に対応した施設整備を行う必要があります。

今後とも計画的な施設や車輛等の更新整備を図る必要があります。

救急業務体制の強化とともに救急資機材の計画的な更新整備と充実を図る必要があります。

町民の応急処置に対する意識高揚を図る必要があります。

傷病者の的確な搬送のため、医療機関との連携強化を図る必要があります。

主要施策

消防団員の確保

防火査察や立入検査体制の充実

通信施設の整備充実

消防車輛及び資機材と施設の整備充実

救急体制及び救急資機材の整備充実

応急処置の意識啓発

医療機関との連携強化



³ 通信施設のデジタル化：アナログ通信方式による音声主体の運用に代えて、デジタル通信方式の消防救急無線を導入し、ひっ迫する周波数帯の有効利用を図る。

1 - 6 - 4 【防災】

現 状

起こりうる自然災害を想定した地域防災計画の見直しが必要となっています。風水害や津波等に備えたハザードマップ¹を作成しています。地域担当員制度を導入し、地域住民の安全確保に向けた取り組みを進めています。防災無線等の整備が必要となっていますが、財政負担が大きいことから整備していないのが現状です。

課 題

早期に地域防災計画を見直す必要があります。防災意識の高揚と防災体制の確立を図る必要があります。防災計画に基づく、防災訓練を実施する必要があります。防災無線等の整備を検討する必要があります。

主 要 施 策

防災体制の確立
防災意識の啓発
防災訓練の実施
避難所の整備充実
災害資機材の整備充実
防災無線等の整備検討

1 - 6 - 5 【河川保護・湖岸保全】

現 状

本町の河川は、年間の降水量が少ないことや比較的に水害が少なかったため、整備が遅れています。局地的な豪雨により、河川氾濫による被害を受けやすくなっています。湖岸の侵食や居住地区への浸水、湖内漁業資源の保護や環境保全対策として、護岸事業を行っています。

¹ハザードマップ：地震、洪水、津波などの被害が想定される区域とその程度、さらに避難経路や、災害時の心得などを地図上に表したものの。

課 題

洪水被害を防止するため、佐呂間別川の早期改修を図る必要があります。
普通河川は、自然環境に配慮した適正な維持管理に努め、水害防止のための改修を図る必要があります。
湖岸侵食など危険箇所の早期改修を図る必要があります。

主要施策

佐呂間別川の早期整備促進
自然環境に配慮した普通河川の維持管理
サロマ湖周辺の環境保全と湖岸保全の推進

1 - 6 - 6 【公害】

現 状

人の健康や生活環境にかかる被害についての苦情処理に努めています。

課 題

公害問題の苦情処理、相談体制を充実する必要があります。

主要施策

相談・指導体制の充実

1 - 7 交通網の整備

(施策の展開方針)

幹線道路、生活路線の整備や公共交通機関の利便性向上に努め、安全で安心な交通網の充実をめざします。

1 - 7 - 1 【道路】

現 状

町内の道路網は、国道と道道が結びつき、産業活動や生活の基盤となっています。国道、道道は、各々計画的に整備が進められています。町道は、交通量や緊急頻度に応じ、改良・舗装が進められています。

課 題

国道、道道における危険箇所の早期改修が求められています。町道の未改良、未舗装路線の早期整備を図る必要があります。町道の維持管理体制の強化が求められています。除排雪体制を充実させる必要があります。道路環境の美化に努める必要があります。

主 要 施 策

国道、道道の整備促進
地域高規格道路早期整備の促進
町道の計画的な整備と維持補修
除排雪体制の充実

1 - 7 - 2 【交通】

現 状

民間バス路線の廃止により、平成22年10月から「ふれあいバス 1」を運行しています。

1 ふれあいバス：佐呂間町独自の新たなバス路線の名称。既存のスクールバス路線を基本に、一般利用者が混乗できるバス。

課題

町民の利便性に配慮したバス運行を行う必要があります。

主要施策

町内交通ネットワーク体制の充実
町外医療バス体制の充実



2

産業振興

～豊かな自然と人が共存する産業をめざして～

基本目標

- ゆとりと活力のある農林水産業をめざします
- 魅力と活気あふれる商工業をめざします
- 自然と調和した観光をめざします
- 安心して働ける雇用環境の充実をめざします

2 - 1 農業

(施策の展開方針)

移り変わる農業情勢や自然環境の変化に適応しながら、農地の有効利用と生産基盤の充実を図ります。

また、経営規模の拡大や受委託事業の推進、担い手育成など持続可能な農業経営の確立を図り、足腰が強く、クリーンでゆとりのある農業をめざします。

2 - 1 - 1 【農地の有効利用】

現 状

離農による農地の集積と農作業の効率化のため、土地斡旋事業を行っています。非効率な農地での遊休化が懸念されています。

農家個々の耕作面積が拡大され、経営労力の限界近くまで達し、今後の流動が滞る事も予想されています。

課 題

関係機関が共通課題認識のもと、農地の流動化をより一層図り、土地の効率的な利用を促進する必要があります。

遊休農地の解消と効率的な農地の集積が必要となっています。

畑作農家と畜産農家の連携を促進し、各種補助制度との整合性を図り、交換耕作及び交換分合などを進める必要があります。

主要施策

農地流動化と効率的な農地集積の促進
情報共有化の推進
交換耕作等の促進

2 - 1 - 2 【生産基盤整備】

現 状

重粘土壌が多く、大型機械作業の増加などにより、排水性・透水性がさらに悪化し、生産性の低下が懸念されています。
たい肥の多くが麦稈との交換のため、町外の畑作農家へ流出し、土づくりへの対応が、まだ不十分な状況にあります。
酪畜産農家の離農に伴い、たい肥舎などの施設の遊休化が懸念されています。
自給飼料となる牧草は、草地更新の遅れにより、品質の劣化、収量の低下があらわれています。
飼養形態の変化や農家戸数の減少に伴い、町有牧野の利用戸数及び入牧頭数が減少傾向にあります。

課 題

計画的な土地改良事業を推進し、大型機械作業に対応した整備を図る必要があります。
町内の畑作農家と畜産農家の連携を図り、たい肥施設やたい肥・麦稈などの有効利用を促進する必要があります。
計画的な草地の更新を図る必要があります。
町有牧野への入牧頭数の確保と休止牧野の有効利用を図る必要があります。

主要施策

土地改良事業の推進
畑作・畜産農家の連携の促進
たい肥施設の有効利用の促進
土づくりの促進
粗飼料基盤の整備充実
公共牧野利用の促進

2 - 1 - 3 【農業経営の確立】

現 状

国際的な原油価格や農業生産資材価格の高とうが、農業経営に大きな影響を与えています。

国際規律への対応に伴う農畜産物の価格の低迷や制度等による農業収入の低下が問題となっています。

良質な粗飼料の確保や労働の負担軽減等を目的とした農作業の受託事業を行っています。

離農した酪農家の乳量減少分を現存の酪農家が増産していますが、総体の生乳生産量は減少しています。

農業生産法人の設立など、農地の集積や作業効率の向上、コストの低減を目指した新しい動きが出始めています。

家畜の疾病や新しい伝染病の発症などが懸念されています。

農業生産物に対して「食の安全・安心」が強く求められています。

肉用牛の飼養農家、頭数が増加してきています。

課 題

土壌診断で適正な施肥・減肥に努め、たい肥の有効利用を促進し、クリーンな農業とより一層の生産コスト削減を図る必要があります。

地域特性に即した農畜産物の安定生産と販売体制を確立する必要があります。

新たな「食料・農業・農村基本計画」に適応した地域農業の確立を図る必要があります。

労働負担の軽減とコスト削減及び持続可能な農業生産をサポートする体制が必要となっています。

生乳増産を図るため、生産施設の改善整備が必要となっています。

農業者の所得安定を図るため、法人化を含めた大規模経営を促進する必要があります。

防疫についての知識の向上、指導、啓発活動が今まで以上に必要となっています。

経営指導の強化と経営管理意識の高揚を図る必要があります。

牛体管理の徹底と飼養環境整備を充実し、乳牛の搾乳可能年数の延長を図り、安全で良質な生乳の出荷に努める必要があります。

主要施策

循環型農業の促進
農畜産物の生産・販売体制の充実
地域ブランドの推進
経営指導の強化
共同受委託事業の充実
生産施設の改善整備の促進
経営規模拡大の促進
融資制度の充実
家畜防疫体制の強化
中小規模の経営改善対策の促進
牛個体管理の強化
乳質向上・改善対策の充実
肉用牛生産体制の充実

2 - 1 - 4 【担い手対策】

現 状

高齢化が進み農業後継者不在の農家において、離農が増加してきています。
離農跡に新規就農者の受け入れ支援を行っています。
農業後継者の花嫁が不足しています。

課 題

農業後継者の確保と育成のため、新規就農対策と同様な支援も検討する必要があります。
新規就農者の受け入れ体制の整備が必要となっています。
農業後継者の花嫁対策を充実させる必要があります。
各種農業グループの活動を活性化させる対策が必要となっています。

主要施策

担い手育成対策の推進
新規就農者受入れ体制の充実
花嫁対策の充実

2 - 1 - 5 【農畜産物の研究開発】

現 状

農産物を活用したかぼちゃパウダー、団子、ジュースやジャムなどが製品化されています。

畜産物では、乳製品（ナチュラルチーズ等）の商品化を目指した取り組みが始まっています。

地場産のソバを活用した店舗を農業生産法人が始めるなど、新しい動きが出てきています。

課 題

特産物を活かした新製品の開発と商品の定着化、販路拡大や起業に向けたバックアップ体制が求められています。

農業技術の普及や指導体制など、経営力強化のために研修教育環境を整備する必要があります。

主 要 施 策

特産物の製品開発と販売の促進
農業技術の普及、指導体制の充実

2 - 1 - 6 【農村環境】

現 状

環境負荷を軽減し、調和のとれた農業生産が求められています。

家畜ふん尿の流出防止のため、たい肥舎等の施設が、概ね整備されています。

課 題

地域と連携し、農村環境の整備や景観保全活動等に積極的に取り組む必要があります。

ゆとりのあるクリーン¹な生産環境づくりに取り組む必要があります。

¹クリーン農業：たい肥などの有機物の施用や、化学肥料の使用抑制など、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

主要施策

農村環境美化の推進
クリーンな生産環境づくりの促進



2 - 2 林業

(施策の展開方針)

水資源や生態系保持などの森林が持つ公益的機能に配慮した、自然が満ち溢れる緑豊かな森林づくりを進めます。

木質資源の有効利用や新たな加工技術の導入、他産業や広域での連携などにより木材の利用推進を図り、安定した林産業をめざします。

2 - 2 - 1 【林業の振興】

現 状

国際市況などの影響により輸入木材が減少し、国内生産材に移行してきています。木材価格は高め安定傾向にありましたが、市況の変動により不安定となっています。

町内の森林は、カラマツ類が主伐期に達し、皆伐が進んでいますが、経営形態の変化などにより再造林放棄地が増加しています。

林業に携わる事業者の経営安定化対策が急務となっています。

高齢化や後継者不足から就業者が減少しており、確保対策が急務となっています。環境保全への関心の高まりから、漁業や建設業関係者などによる植樹が行われています。

課 題

木材資源の安定供給のため、造林を促進する必要があります。

森林経営を持続するため、林地の集約化などによる林業経営の効率化を促進する必要があります。

国産材の利用拡大を推進するとともに、低コスト作業体制の普及と定着が必要となっています。

林業事業者の経営安定化と就労の場の確保が必要となっています。

木材生産や環境保全など、多様な機能に対応する森林整備が必要となっています。

主要施策

計画的な造林事業の促進

林業経営効率化の促進

低コスト作業体制の普及と定着

林業事業者経営安定化の促進

林業従事者の確保
森林の持つ公益的機能の啓もう
町有林の適正管理

2 - 2 - 2 【林産業の振興】

現 状

木材需要の減少や外材輸入などによる木材価格の低迷から町内の工場が閉鎖となり、本町経済に大きな影響を与えています。

課 題

健全な森林を育成するために間伐などの森林整備を進め、間伐素材の利用方法を確立する必要があります。

木質系材料の利用技術や木材加工新技術などの導入により、木質資源の利用促進を図る必要があります。

公共事業や住宅建材などへの利用促進と地材地消を推進する必要があります。

広域連携により、木材資源の安定供給や木製品の販路拡大及び流通の効率化、製材加工の大規模化などが必要となっています。

主要施策

間伐素材の有効利用

木質資源の有効利用と新たな加工技術の導入

他産業との連携による利用促進

広域連携による経営安定化の促進

2 - 2 - 3 【有害鳥獣駆除】

現 状

エゾシカの生息数が増加するなど、野生鳥獣による農業や林業への被害が増えています。

課 題

関係機関や猟友会と連携を図り、有害鳥獣の駆除を継続的に進めていく必要があります。

ハンターの育成を促進する必要があります。

主要施策

生物多様性保全に配慮した有害鳥獣駆除の実施
ハンター育成の促進

2 - 2 - 4 【森林保全】

現 状

針葉樹中心の人工造林などを進めてきましたが、自然環境の保全などの公益的な機能が低下しています。

年間降水量が比較的少なく、流域面積が狭い地形条件などから、水資源を確保するため、水源かん養¹林の保全に努めています。

課 題

地球温暖化防止や保水力向上のため、間伐などの適正な森林保育と再造林を推進する必要があります。

環境に配慮した伐採作業の促進と自然災害を予防するための治山施設や保安林の適切な管理を行う必要があります。

生態系に配慮し、良質で豊富な水を確保するため、環境保全に重視した森林づくりを進める必要があります。

主要施策

森林生態系に配慮した森林づくりの推進
水源かん養林の保全

¹ 水源かん養：森林の土壌がスポンジのような性質を持つために有する、貯水や治水、ろ過などの機能のこと。

2 - 3 水産業

(施策の展開方針)

漁港や漁場などの生産基盤の充実を図り、計画的な増養殖と適正な資源管理を推進します。

また、衛生管理の徹底や担い手の育成などにより、安定した水産物の生産・販売体制を確立させ、自然と調和の取れた活気とうるおいのある水産業をめざします。

2 - 3 - 1 【 漁業経営の確立 】

現 状

漁業資源の減少や原油高とうに伴う燃油・資材のコスト増などにより、経営環境は年々厳しさを増しています。

金融問題に端を発した国際不況が、漁業経営に大きな影響を与えています。

ノロウイルスによるカキの汚染やホタテの貝毒に対する継続的な検査と監視が必要となっています。

水産物に対する安全安心の関心が高まっています。

水産加工品として、ホタテ製品が評価を受けています。

漁業協同組合では、後継者不足により正組合員から准組合員へ移行する組合員が増えています。

ホタテとカキは、養殖許容量を設定し、保有枚数を規制することにより、過密栽培の防止に努めています。

サロマ湖とオホーツク海を利用した、新たな漁業資源の開発が検討されています。

課 題

国内での需要拡大対策や観光産業と連動したPRなど、安定的な販売体制を確立する必要があります。

国際市況の変動に適応する漁業経営と生産・流通体制の確立及び新たな経営形態を構築する必要があります。

食の安全安心への関心の高まりや世界的な水産物需要の増大などにより、流通・販売における衛生管理が生産者にも求められています。

特産物を活かした新たな製品開発を促進する必要があります。

今後も正組合員の減少が予測され、後継者や就業者を確保する対策が必要となっています。

海難事故防止と救難体制を強化する必要があります。

計画的な増養殖と適正な資源管理を行い、試験研究機関との連携による増養殖技術
を確立する必要があります。

新たな漁業資源の研究開発、資源状況の把握と漁場調査を推進する必要があります。

主要施策

衛生管理の強化と安定的な生産・販売体制の確立

経営安定化対策の推進

特産物の研究開発の促進

担い手育成対策の推進

海難事故防止と救難体制の強化

増養殖技術の確立

漁業資源の研究開発と関連施設の整備促進



2 - 3 - 2 【生産基盤整備】

現 状

サロマ湖第1・第2湖口の整備促進が求められています。

富富士漁港は、漁港整備事業が進められていますが、衛生管理や鮮度保持された水産物の安定供給が求められています。

漁業関連施設の整備経費や維持管理経費などの一部を地元漁業者が負担しています。

漁港施設内での作業環境の改善に対する改修工事や補修などの早期実施が望まれています。

地球温暖化に伴う水産資源や漁港施設への影響が懸念されています。

課 題

サロマ湖第1湖口の漂砂対策や第2湖口と合わせた湖内の海水交換を促進する必要があります。

係留施設・用地等の拡張、港内の静穏対策や水質の浄化、屋根付き岸壁等の整備が必要となっています。

漁業関連施設の整備・改修の早期実施と維持管理経費に対する支援が求められています。

地球温暖化による海面上昇や自然災害等に耐えうる漁港施設の整備と海水温の変化に適応する水産資源の開発が求められています。

主要施策

漁港・漁場整備の拡充
漁業関連施設の整備充実

2 - 3 - 3 【環境保全】

現 状

サロマ湖の環境保全については、専門委員会や地域協議会で調査方法が検討され、計画に基づく環境調査などが実施されています。

汚水や土砂の流入、魚介類の排せつ物などにより、サロマ湖内の中央底層部には、夏期に低酸素層の出現が見られ、養殖漁業に影響を与えています。

水産廃棄物の一部は、たい肥化施設で有効活用に向け処理されていますが、今後も持続的に処理・活用されるための技術の確立が求められています。

課 題

環境保全調査結果を踏まえながら、必要に応じて継続的調査や実証試験など、サロマ湖の水質保全と環境に配慮した取り組みを行っていく必要があります。

環境に配慮した汚水処理施設の整備を図る必要があります。

主要施策

サロマ湖環境保全の推進
水産廃棄物の適正処理

2 - 4 商工業

(施策の展開方針)

消費者ニーズに対応した商店街の環境整備を行うとともに、情報発信の充実とサービスの向上を図り、魅力と活気のある商店街をめざします。

地場産業との連携による事業展開や経営相談・支援などにより、経営体質の強化を図り、安定した商工業の発展をめざします。

2 - 4 - 1 【商店街の活性化】

現 状

人口の減少や近隣市町への道路網の整備、ネット販売などにより購買力が低下しています。

経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が増え、商店街の魅力が低下しています。

消費者ニーズが多様化しています。

商店街振興協同組合は、商品券の発行やカード事業に取り組んでいます。

商工会は、抽選券やプレミアム付きの商品券を発行し、町内消費の促進に取り組んでいます。

課 題

商店街の環境整備に努め、活性化を図る必要があります。

消費流出の防止対策やインターネットなどの情報発信を充実させ、町内での購買力を高める必要があります。

公共交通機関を整備し、商店街への誘導を図る必要があります。

消費者アンケートなどを実施し、消費者ニーズを把握する必要があります。

主 要 施 策

消費者サービスの向上

商店街活性化対策の推進

商店街の環境整備

2 - 4 - 2 【中小企業の振興】

現 状

公共事業の縮減により建設業が低迷しています。

原油価格の変動、資材や仕入れ価格の高とうによりコストが嵩み、経営を圧迫しています。

町内建設業の活性化のため、「サロマお住まいおまかせ隊」を結成し、町内事業者の利用を呼びかけています。

課 題

町内建設業の振興と雇用の安定化を図る必要があります。

地域資源を活用した新商品の開発、新産業の創造や新分野への進出などの展開を図る必要があります。

経営形態の抜本の見直しや融資制度を活用し、経営体質を強化していく必要があります。

町民に向けた広報活動の促進と会員事業所間の連携体制の強化を図る必要があります。

経営相談に対する指導体制の充実と後継者育成が必要となっています。

主要施策

地場企業の育成強化

農・商・工、企業間連携事業の推進

振興資金貸付制度の充実

地域資源活性化事業の推進

企業振興対策の充実

経営指導体制強化の促進

担い手育成対策の推進

2 - 5 観光

(施策の展開方針)

「森と湖のまち」の豊かな自然を活用した新たな観光体系の確立と他産業や広域での連携による観光の推進を図るとともに、自然と調和した観光施設の充実と観光資源の保護に努め、魅力ある観光地づくりをめざします。

2 - 5 - 1 【観光の振興】

現 状

サロマ湖を中心とした観光振興に取り組んでいますが、生産湖であるため景観による観光が主となっています。

サロマ湖を擁する1市2町で「サロマ湖観光物産振興協議会」を組織し、広域観光物産事業に取り組んでいます。

「佐呂間町観光物産協会」を組織し、観光物産事業に取り組んでいます。

「シンデレラ夢まつり」・「サロマ大収穫祭」が、町内外から集客できるイベントとして定着しています。

観光関連施設は、景気の低迷により大きな影響を受けています。

観光パンフレットやインターネットなどにより観光情報を発信しています。

課 題

一次産業と商工観光業との連携による、環境保全と時代のニーズに適応した観光が求められています。

特産品のPRや地域資源を活用した新たな商品開発など、民間主導の取り組みが必要となっています。

物産館「みのり」は、サロマ湖観光の拠点施設としての充実が求められています。

観光事業の核となる宿泊施設の確保対策が必要となっています。

全町一体となった観光客への対応が求められています。

主 要 施 策

体験・滞在型観光の推進

サロマ湖周辺と広域観光の推進

観光資源の保護と有効活用

観光PRと物産振興の充実

観光物産協会の体制充実

2 - 5 - 2 【環境整備】

現 状

サロマ湖と周辺の森林を活用した展望台や遊歩道などを整備していますが、老朽化による景観への影響と倒木などによる施設破損が懸念されています。
サロマ湖展望台連絡道路の整備要望が、アンケートで多く求められています。
物産館「みのり」は、経年により施設や設備の改修が増えています。

課 題

キムアネップ岬などの観光施設の魅力を発信するとともに、老朽化した施設の適正な維持管理を図る必要があります。
サロマ湖展望台連絡道路の改良整備や通行規制を検討する必要があります。
物産館「みのり」は、指定管理者制度により管理運営を行っていますが、サロマ湖観光の拠点であることから、施設の充実を図る必要があります。

主要施策

観光関連施設の維持・整備



2 - 5 - 3 【自然保護】

現 状

キムアネップ岬の原生植物の保護を行っていますが、年々植生が悪くなっています。

サロマ湖は、ラムサール条約¹の登録候補地となっていますが、現在は未登録となっています。

課 題

サンゴ草をはじめとする原生植物の植生維持に努める必要があります。
漁業関係者との綿密な調整を図り、ラムサール条約登録地として検討する必要があります。

主要施策

自然保護地域の保全
自然公園施設の再整備
自然保護意識の啓もう



¹ ラムサール条約：水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守ることを目的とした湿地の保存に関する国際条約。

2 - 6 雇用環境

(施策の展開方針)

地域内の産業資源や産業経験者、有資格者などの人材を活用した雇用の場の創設とともに、既存企業の活性化による雇用の確保をめざします。

2 - 6 - 1 【雇用環境】

現 状

公共投資の縮減、原油・資材の高とう、企業の経営不振など、雇用環境は極めて厳しい状況にあります。

新たな通年雇用促進支援事業がスタートしましたが、季節労働者の雇用環境は改善されていない状況にあります。

課 題

地域資源を活用した新産業の創出と雇用の場の維持と確保が必要とされています。産業経験者や有資格者など、地域内の人材の活用と技術を伝承する場を確保する必要があります。

既存産業における労働力の季節的需要に変動が大きく、通年雇用と調整を図る必要があります。

主 要 施 策

雇用の場の創出

既存企業の活性化対策の促進

雇用対策の促進

3

社会福祉

～ふれあいとやすらぎのある社会をめざして～

基本目標

絆を深め、やさしい福祉のまちづくりをめざします

生きがいをもち健やかにくらすまちづくりをめざします

地域ぐるみの子育て支援を推進します

福祉・介護・保健・医療が一体となった施策の展開をめざします

3 - 1 地域福祉

(施策の展開方針)

関係機関連携のもと、各分野にわたる地域福祉を推進し、誰もが安全で安心してくらす共助の社会をめざします。

地域におけるボランティアなど小地域福祉活動の活性化に努め、親切で思いやりのあるネットワーク社会をめざします。

3 - 1 - 1 【地域福祉活動】

現 状

町と福祉関係機関が連携のもと、各分野にわたり地域福祉活動を推進しています。ボランティア連絡協議会を中心に、ボランティア活動の推進と意識の啓発に努めています。

ボランティア活動は、個人ボランティアをはじめ学校、団体、職域等幅広い活動が積極的に展開されています。

各福祉団体においては、加入者の減少や固定化により活動の停滞が危惧されています。

人口の減少や高齢により、地域主体の取り組みに進展が見られない地域があります。

課 題

長期的視野に立った社会福祉事業を推進する必要があります。

福祉相談支援体制の充実を図る必要があります。

「安全安心な福祉のまちづくり」を推進する必要があります。

地域ボランティアの活性化と継続支援に努める必要があります。

ボランティア教育を推進し、おもいやりのあるまちづくりを進める必要があります。

小地域福祉活動を育成するための支援を行う必要があります。

福祉団体への加入促進と組織強化のための支援を行う必要があります。

主要施策

長期的視野に立った社会福祉事業の推進

安全安心な福祉のまちづくりの推進

3 - 1 - 2 【低所得者福祉】

現 状

町内の生活保護受給者数は、年々増加の傾向にあります。

高齢者や母子家庭等から、医療費や教育費負担などを要因とした生活困窮の相談が増加しています。

要援護世帯については、各地域の民生委員をはじめ学校や関係機関が連携し、生活実態の把握に努めています。

課 題

民生・児童委員活動に加え、自治会の協力により要援護世帯の把握に努める必要があります。

要援護世帯の就労援助指導を強化する必要があります。

相談指導専門員等の配置と継続した支援により、相談指導援助体制の強化を図る必要があります。

主要施策

要援護世帯の把握と援護の実施

3 - 1 - 3 【社会保障（医療保険関係）】

現 状

「後期高齢者医療制度」や「特定健康診査¹・特定保健指導²」など、医療制度全般にわたり大きく変化しています。

国民健康保険事業は、高額医療費が増加傾向にあります。

国民健康保険税の平準化により、加入者負担の公平化に努めています。

国民健康保険税の未納による被保険者証の資格証、短期証対象者が増加傾向にあります。

北海道医療給付事業における乳幼児等医療については、町単独により助成対象年齢の引き上げ等を行っています。

課 題

医療保険制度の改正については、住民や加入者が理解しやすい周知と的確な対応が求められています。

国民健康保険事業における健康診査や各種検診の積極的な受診を勧奨し、病気の早期発見・治療を促進する必要があります。

適正な税率の算定により、国民健康保険会計の健全化に努める必要があります。

北海道医療給付事業にかかる町単独助成については、制度改正や財政状況を見据えながら充実強化を図る必要があります。

主要施策

国保会計の健全化と税負担の公平化

福祉医療制度の充実

3 - 1 - 4 【社会保障（介護保険関係）】

現 状

介護保険制度は、老後の安心を支える制度として普及、定着しています。

サービス利用者の増加とともに介護保険給付費が年々増加しています。

要介護認定者が増加し、特に軽度の認定者が大半を占めている状況にあります。

介護予防に重点をおいたサービスの提供が行われています。

¹ 特定健康診査：平成20年度から医療保険者単位で実施されている、内蔵脂肪型肥満に着目した健康診査。

² 特定保健指導：特定健康診査で、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）の該当者または予備群と判断された方に対して行う保健指導。

課 題

要介護者及び要支援者のニーズに対応したサービスの提供に努める必要があります。
要介護及び要支援状態になることを予防するためのサービスの提供に努める必要があります。

適切な介護サービスの確保と給付に基づき、適正な保険料率の算定による介護保険事業の健全化に努める必要があります。

主要施策

介護予防サービスの充実
介護保険会計の健全化



3 - 2 高齢者福祉

(施策の展開方針)

高齢者の積極的な社会参加を促し、高齢者が生きがいをもち健やかにくらせる地域社会をめざします。

高齢者の生活を支援するための介護など各種サービスの提供と地域におけるサポート体制の充実に努め、高齢者が安心してくらせる地域社会をめざします。

3 - 2 - 1 【在宅支援】

現 状

高齢化率は、予測を上回るスピードで上昇しています。

65歳以上の高齢者ひとりぐらしや夫婦世帯が増加しています。

80歳以上の高齢者ひとりぐらしや夫婦世帯の在宅生活に支援を必要とする世帯が増加しています。

市街地以外に居住する高齢者も多く、通院や冬期間の除雪対策など、福祉サービスを受ける世帯が増加しています。

認知症を有する在宅の要介護認定者が増加しています。

各地域において認知症サポーターを養成しています。

課 題

高齢者の在宅生活を支援するため、各種サービス事業等の充実に努める必要があります。

ひとりぐらし高齢者の安否確認や認知症高齢者のサポートなど、地域における見守り体制の充実に努める必要があります。

高齢者の通院や買い物等の足を確保するため、地域交通体系を整備する必要があります。

福祉路線の除雪をはじめとする冬期間や災害時における高齢者世帯の安全確保に努める必要があります。

高齢者の被害防止対策として、悪質訪問販売対策ネットワーク等の強化に努める必要があります。

主 要 施 策

地域生活支援体制の推進

認知症高齢者等の支援対策の充実

3 - 2 - 2 【生きがい対策】

現 状

趣味の多様化により、同好サークルは活発な活動を行っていますが、老人クラブへの新規加入者が減少している状況にあります。

ボランティア活動や異世代交流事業など、高齢者が主体的に取り組む事業が行われています。

高齢者の多くは、作業可能な仕事をボランティア活動として行っている状況にあります。

課 題

老人クラブへの加入促進と連合会事業への支援を行う必要があります。

同好サークルが行う趣味・スポーツ活動に対し、支援を行う必要があります。

世代間交流を推進する必要があります。

主要施策

積極的な社会参加の促進と支援

3 - 2 - 3 【高齢者福祉施設】

現 状

老人アパートは、狭小な居室スペースやバリアフリー構造でないことから、高齢者が入居しづらい状況となっています。

老人福祉センターは、老人クラブや寿大学サークル活動など、高齢者の活動拠点として利用されています。

課 題

高齢者低家賃集合住宅の整備が求められています。

老人福祉センターの利用促進と施設の計画的な整備に努める必要があります。

主要施策

高齢者の居住環境の整備充実

高齢者福祉施設の適切な維持管理運営

3 - 2 - 4 【介護体制】

現 状

地域包括支援センターでは、高齢者を介護・福祉・医療など、さまざまな面から支援するため、「地域支援事業」を行っています。

在宅介護支援センターでは、各種介護・福祉サービスを行っています。

町内の介護サービス施設は、介護療養型医療施設と介護老人福祉施設の2施設となっています。

民間事業所によるグループホーム2施設が運営されています。

町内の在宅介護サービスは、居宅介護支援や訪問介護をはじめ町と民間事業所による各種サービスを行っています。

課 題

地域包括支援センターにおける介護予防や包括的支援など、各種事業の確立と住民に対する普及、啓発に努める必要があります。

特別養護老人ホームは、施設の増床や運営方法（民間への委託や経営移譲、又は業務の一部民営化など）を検討し、独立採算を基本とした健全経営に努める必要があります。

主要施策

高齢者の実態把握及び対応の充実

特別養護老人ホームの施設整備と民営化の推進



3 - 3 障がい者福祉

(施策の展開方針)

障がい者が自立した生活を営みながら自己実現できるよう、地域で互いに支え合う体制づくりを推進し、誰もが安心してくらす地域社会をめざします。

3 - 3 - 1 【障がい者福祉】

現 状

各種障がい手帳交付者数は、年々増加している状況にあります。

障がい者の地域自立のため、各種サービスや相談支援体制を整備していますが、障がい者やその家族の多くは、将来的な生活不安を抱えている状況にあります。

障がい者の定期的な通院に対する交通費の助成や地域で安心して生活をおくるための相談支援事業（NPO法人¹委託）を行っています。

障がい者団体への加入が少ない状況にあります。

就労体系の変化により、障がい者の雇用条件は悪化している状況にあります。

課 題

障がい者に対する通院費など、各種扶助制度の充実が求められています。

障がい者雇用の事業所PRと雇用の場の確保に努める必要があります。

障がい者相談センターや体験就労など、障がい者が社会復帰するための支援体制を充実させる必要があります。

主要施策

自立した社会生活を営むための体制づくりの推進

¹ NPO（法人）：ボランティア的な労働力で運営を行う非営利団体。NPO法人は、そうした活動を行いやすくするよう、法人格を取得したNPOのこと。

3 - 3 - 2 【障がい児支援】

現 状

乳幼児健診において、小児科医をはじめ各専門員等による障がい児の早期発見に努めています。

家庭、保育所、小学校、児童相談所との連携や「佐呂間町発達支援センター」の指定により、障がい児の支援体制を整えています。

子どものことばや情緒に問題を抱えるケースが増えており、ことばの教室や療育相談機関の利用件数は増加している状況にあります。

課 題

乳幼児健診における障がい児の早期発見と、支援対応を検討する必要があります。

発達障がい¹児にかかる支援困難な事例への対応策を検討する必要があります。

障がい児の早期療育のため、関係機関との連携強化に努める必要があります。

主 要 施 策

障がい児の早期発見と療育の充実

¹発達障がい：乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い、認知、言語、社会性、運動などの障がい。

3 - 4 児童福祉

(施策の展開方針)

次世代を担う子ども達が健やかに成長するよう、地域ぐるみで子育て支援する環境づくりを推進し、将来にわたり安心して子どもを生き育てることのできる地域社会をめざします。

3 - 4 - 1 【子育て支援】

現 状

出生数は減少を推移しており、少子化の傾向はさらに強まっています。

子育て支援センターを中心とした子育て支援事業を展開しています。

乳幼児を養育する母親等の外出支援として、佐呂間保育所内において一時保育事業を実施しています。

町内の子育て支援情報を掲載した「子育て支援マップ」の作成や主要公共施設内にベビーシートの設置を行っています。

児童館は、少子化の影響により利用者数が減少している状況にあります。

児童館では、就労等で保護者が家庭にいない状況にある児童を対象とした「ランドセル通所」を実施しています。

課 題

商店など、各事業所内に育児支援設備の整備を促進する必要があります。

民間企業等の職場における子育て支援環境の整備を促進する必要があります。

子育て支援センターの事業充実に努め、より一層の利用者の拡大を図る必要があります。

子育て相談支援体制の充実に努める必要があります。

親子が交流を図るため、親子ふれあいの機会を創設することが求められています。

放課後児童クラブの実施が求められています。

主 要 施 策

子育て支援環境の整備充実

子育て支援センターの事業充実

放課後児童クラブの充実

3 - 4 - 2 【児童福祉施設（保育所）】

現 状

保育所は常設1ヶ所、へき地2ヶ所（若佐・浜佐呂間）を運営していますが、浜佐呂間保育所における入所児童の減少が懸念されています。

社会状況や保護者の子育て環境の変化により、子どもの生活習慣がみだれている状況にあります。

発達障がい児等に対する指導は、関係部署及び「遠軽町母子通園センター」との連携により行っています。

課 題

保育体制の充実強化を図る必要があります。

発達障がい児等に対する保育体制の充実を図る必要があります。

保護者との連携を密にし、家庭における子育て支援を図る必要があります。

入学時対策等、小学校との連携を強化する必要があります。

主 要 施 策

保育体制の充実強化

保護者及び小学校との連携強化



3 - 4 - 3 【ひとり親家庭支援】

現 状

ひとり親世帯の数は、増加している状況にあります。

ひとり親世帯の多くは、就労収入のほか各種手当により、生活費を確保している状況にあります。

子どもの進学や母親の就労に対し、貸付金や給付金など、ひとり親を支援する各種制度が活用されています。

課 題

ひとり親家庭支援資金等の周知やPRに努める必要があります。

生活や就労等の相談支援体制の充実に努める必要があります。

主要施策

相談支援体制の充実

3 - 4 - 4 【要保護児童対策】

現 状

要保護児童対策協議会では、情報の交換と指導協力により、児童虐待の防止、早期発見・対応に努めています。

「児童ぎゃくたいSOSテレホン」など、緊急時の連絡通報体制を整備しています。

学校等を通じ虐待防止の啓発に努めています。

課 題

要保護児童対策協議会の機能強化を図る必要があります。

継続的な相談支援の実施と体制強化を図る必要があります。

主要施策

困っている子どもや世帯の支援

3 - 5 保健医療

(施策の展開方針)

各種健診（検診）や保健事業を推進し、町民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりをめざします。

誰もが適切な医療を受けられるよう、地元医療の充実と近隣市町村との連携による地域医療の確保に努め、生涯にわたり健康で安心してくらせる医療体制づくりをめざします。

3 - 5 - 1 【健康づくり】

現 状

各世代における生活習慣病の予防や、高齢者の介護予防を中心とした各種健康教育事業を実施しています。

健康づくり行動計画「すげい町サロマ21」の策定及び見直しを行い、町民の健康づくりに向けた様々な生活習慣病対策事業を行っています。

生活習慣病の予防は、各人の生活習慣の改善を促していますが、個人自らの具体的な行動には結びついていない現状です。

食生活改善推進員の協力のもと、生活習慣病の予防や子どもの食生活に関する各種事業を行っています。

新生児から高齢者までの幅広い分野において、保健師の家庭訪問による指導、助言を行っています。

課 題

事業所と連携し、働き盛り世代に対する健康教育を強化する必要があります。

自治会や諸団体との連携により、健康教育の場の拡大を図る必要があります。

特定健診受診率の向上に努める必要があります。

計画的な特定保健指導体制を定着させる必要があります。

特定保健指導等の実施に伴い、効率的で効果的な訪問指導に努める必要があります。

主要施策

健康教育事業の充実

生活習慣病予防事業強化

地域の協力体制づくり

家庭訪問事業の充実

3 - 5 - 2 【医療体制】

現 状

町内の医療機関は、病院1ヶ所、診療所1ヶ所、歯科医院3ヶ所が運営されています。

佐呂間厚生病院を公的医療機関と位置付け、経営損失への負担を行いながら医療体制の確保に努めています。

佐呂間厚生病院における医療機器等の整備を行い、一次医療としての機能を確保し、良質な医療の提供に努めています。

佐呂間厚生病院は、必要に応じた施設改修を行ってきましたが、経年により老朽が著しい状況にあります。

遠軽地区における輪番制病院運営事業により、第二次医療¹圏における重症救急患者の受入体制を確保しています。

第三次医療²圏域における医療機関の機能分担と業務の連携を図り、地域医療の体系化の推進に努めています。

課 題

佐呂間厚生病院は、施設老朽化に伴う改築が求められています。

介護療養型病床の廃止に伴う入院患者の調整を図る必要があります。

多様な医療サービス提供のための体制整備に努める必要があります。

町内で対応できない診療科受診のため、町外への輸送（交通）体制の整備を図る必要があります。

周辺地域との連携により、地域医療の体系化を引き続き推進する必要があります。

主要施策

医療関係施設、機器等の整備充実
広域医療体制の充実

¹ 第二次医療：診療所などで扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関。

² 第三次医療：二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、危篤な患者に対応する医療機関。

4

教育文化

～ ころを育む魅力ある教育をめざして～

基本目標

豊かな生涯学習社会の実現をめざします
「生きる力」を育む学校教育の実現をめざします
「サロマづくり」を担う人材の育成を推進します
健全な心身を育む健康づくり・スポーツを推進します
創造性を高める芸術文化活動を推進します

4 - 1 生涯学習

(施策の展開方針)

町民一人ひとりが生涯にわたり自己実現(自分づくり)を実感でき、誰もがいきいきと学び、その成果が社会に活かされる豊かな生涯学習社会の実現をめざします。

4 - 1 - 1 【生涯学習】

現 状

講演や教室など各種生涯学習支援事業を実施しています。

「夢通信」や各種講演会等を通じ、生涯学習理念の普及、啓発に努めていますが、住民に対し十分に浸透していない状況にあります。

生涯学習の推進が十分でない状況にあります。

課 題

生涯学習の理念や必要性について、住民が十分に理解できるような周知が必要です。

的確な学習情報の提供やアドバイスを行い、住民が自主的な学習を行うための環境づくりと支援体制の強化に努める必要があります。

主要施策

啓発活動の推進
情報収集・提供機能の充実
学習環境の整備



4 - 2 学校

(施策の展開方針)

「生きる力」を育む基本理念のもと確かな学力を身に付けさせ、豊かな心と健やかでたくましい心身を育むため、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな学校教育の実現をめざします。

学校、家庭、地域との連携のもと、創意工夫による学校運営に努め、地域に開かれた学校教育をめざします。

子ども達が安全に学ぶことができる教育環境の整備と、地域が一体となって子ども達を守り育てる地域社会の実現をめざします。

4 - 2 - 1 【小中学校】

現 状

新たな教育改革が推進されるなか、学習指導要領の改訂状況を踏まえた児童生徒の育成指導に努めています。

学校評議員制度などにより、地域の意見を幅広く聞き入れ、地域に開かれた特色ある学校経営に努めています。

「いじめ」、「不登校」が大きな社会問題となっており、その予防と早期発見に努めています。

複式の小学校同士による交流事業を行っています。

校舎、体育館の耐震補強や老朽化に伴う計画的な補修等を行っています。

学校再編後のスクールバスの運行は充実しています。

佐呂間中学校は、パーマ地区3中学校と姉妹校提携を結び、短期派遣による相互交流を行っています。

課 題

教職員と児童生徒一人ひとりが、「ふれあい」を持つためのゆとりある教育環境の整備が求められています。

学校と家庭の連携を強化し、より開かれた学校経営に努める必要があります。

「いじめ」や「不登校」への対応と、「学習障がい」や「発達障がい」などの集団生活に支障のある児童生徒に対する支援が必要です。

町内における小中高の連携強化と学校間の交流を積極的に進める必要があります。校舎、体育館、グラウンドなど、学校施設の計画的な補修、整備を行う必要があります。

児童、生徒の活動に応じた、より充実したスクールバスの運行が求められています。

主要施策

ゆとりある教育環境の整備
心の教育の充実
学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
悩み相談体制の充実強化
小中高の連携強化
学校施設の整備充実
通学体制の充実
国際理解教育の推進

4 - 2 - 2 【高等学校】

現 状

少子化や町外進学により生徒数が減少しており、同窓会や地域との連携による間口確保のための取り組みを行っています。

地域に開かれた学校として、社会教育との連携による「高校開放講座」を実施しています。

姉妹校を提携しているパーマ高校と、生徒の相互交流を行っています。

東京農業大学網走校と協定を結び、高大連携教育を推進しています。

課 題

高校存続の対策強化と入学者の確保に努める必要があります。

佐呂間中学校との連携を強化し、積極的な交流を進める必要があります。

主要施策

高校存続の対策強化
魅力ある学校づくりへの協力
中学校との連携強化
国際交流の推進

4 - 2 - 3 【給食】

現 状

「地産地消¹」を基本とした食材活用に努めていますが、町内産の食材は十分に活用されていない状況にあります。

食育²は、十分機能していない状況にあります。

課 題

町内産食材の活用に取り組む必要があります。

学校給食を通じ、食育を推進する必要があります。

主要施策

安全安心な給食の提供

地元食材の活用

食育の推進



¹ 地産地消：地域の生産物を地域で消費すること。経済効果だけでなく、地域文化への寄与も期待される。

² 食育：単なる調理方法の学習にとどまらない、栄養学や食文化など食についての総合的な教育。

4 - 3 人づくり

(施策の展開方針)

「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことができるよう、各世代に対応した学習活動を推進し、「サロマづくり」を担う人材の育成をめざします。

町民が生涯にわたり健康づくりやスポーツ活動に親しみ、健全な心身と豊かな人間関係が形成できるよう、スポーツ環境の整備に努め、明るく豊かで活力に満ちた地域づくりをめざします。

4 - 3 - 1 【子育て】

現 状

少子化、核家族化の進行が顕著であり、子育て環境が大きく変化しています。生活形態の変化により、乳幼児の夜型生活化や食生活の乱れなど、乳幼児期の心身の発達への影響が懸念されています。

福祉と社会教育連携による子育て関連事業に取り組んでいます。

「パパママたまご教室」、「あいあいらんど」など、親子で参加する各種子育て関連事業を実施しています。

関係団体や行政機関により家庭教育推進会議を組織し、家庭教育に関する情報交換や「子育て講座」などの企画運営を行っています。

課 題

妊娠期からの親として、人としての学習が必要です。

父親の子育てに関する学習が必要です。

親子一緒に学びの場が必要です。

子育て支援センターの有効活用を図る必要があります。

子育てに関するより多くの情報提供と情報交換の場が求められています。

食育を推進する必要があります。

多くの町民が子育てに関わりを持つことが必要です。

行政と民間組織・団体との連携を図る必要があります。

乳幼児期から本に親しむ環境づくりを推進する必要があります。

主要施策

子育ての環境整備と事業の充実

子育て期の学習機会の充実

家庭教育推進体制の充実
食育の推進
地域、関係機関との連携強化

4 - 3 - 2 【育ち】

現 状

子ども達と大人や地域の関わりが薄れてきています。
インターネットや携帯電話の普及により、人との関わりが希薄になり、コミュニケーション能力が低下しています。
関係団体や行政機関により家庭教育推進会議を組織し、家庭教育に関する情報交換や「子育て講座」などの企画運営を行っています。
高校生が企画する「しゃべろ場」など、地域と家庭、子ども達の連携による事業が開催されています。

課 題

「育ち」の事業の、より充実した取り組みが必要です。
「子どもの学習意欲を高め、学習環境を整備する必要があります。
社会活動への理解と参加意識の高揚を図る必要があります。
命の尊さ・思いやりなど、心の教育を推進する必要があります。
多様な人との関わりが必要です。
学校との協働に努める必要があります。
ふるさとへの理解を深めるための学びが必要です。
食育を推進する必要があります。

主 要 施 策

家庭教育推進体制の充実
団体の育成支援
教育関係機関の連携
心の教育の充実
世代間交流の促進
学校との協働
ふるさと教育事業の充実
食育の推進

4 - 3 - 3 【学び】

現 状

住民の多様化する学習ニーズへの対応が十分でない状況にあります。
女性の社会参加意識は高く、活動機会も増えていますが、活動環境は十分でない状況にあります。
青年の減少や社会参加意識の低下などにより、青年活動が停滞している状況にあります。
成人層の社会活動と学習機会への参加が少ない状況にあります。

課 題

学習ニーズに即した情報と学習機会の提供に努める必要があります。
女性の社会参加のための環境づくりを推進する必要があります。
青年の持っている力を引き出し、社会参加を勧める必要があります。

主要施策

啓発活動及び情報提供の充実
学習環境、事業の充実
女性団体との連携
青年の社会参加の促進

4 - 3 - 4 【生きがいづくり】

現 状

寿大学など、高齢者の学習機会の場は充実していますが、十分な参加が見られない状況にあります。
高齢者の社会参加活動として、多くのボランティア活動が行われています。
社会と関わりを持たない閉じこもりがちな高齢者が多く見られます。

課 題

豊富な人材を十分に活用した取り組みを展開する必要があります。
高齢者の地域活動を支援し、社会参加を促進する必要があります。
閉じこもりがちな高齢者に対し、学びの機会・情報の提供に努める必要があります。

主要施策

地域人材の活用
世代間交流の促進
社会参加の促進

4 - 3 - 5 【健康づくり・スポーツ】

現 状

「生涯スポーツの町宣言」が住民に浸透していない状況にあります。
少子・高齢化や社会状況の変化により、競技スポーツ人口の減少と指導者不足が深刻化しています。
成人層のスポーツ活動への参加が減少しています。
健康づくりのために運動する人が増えています。

課 題

「生涯スポーツの町宣言」に基づく総合的なスポーツ振興を図る必要があります。
指導者の育成、支援を図る必要があります。
継続した健康づくりのため、各種スポーツの普及、奨励に努める必要があります。
健康づくり担当部署や団体と連携した事業を展開する必要があります。

主要施策

町民皆スポーツの推進
指導者の育成支援
健康づくり推進体制の充実



4 - 4 学習支援

(施策の展開方針)

多様化、高度化する学習ニーズに対応した施設運営と的確な情報提供や各種団体等の育成に努め、町民の学習意欲を高めるための学習支援を行います。

4 - 4 - 1 【施設】

現 状

施設の有料化に対する利用者の意識は定着しています。

施設の老朽化が著しく住民ニーズに応えきれない状況にあります。

体育施設は、高齢者や障がい者等の利用環境が整っていない状況にあります。

武道館温水プールでは住民の体力向上のための質の高い指導を行っています。

図書館は、生涯学習の拠点として図書資料の充実や情報の発信に努めています。

図書館では、移動図書館車による巡回サービス、「お話し広場」や「読書感想文・画」など、各種事業を行っています。

子ども達の活字離れ、図書離れが深刻化している状況にあります。

課 題

施設の計画的な整備、修繕を図る必要があります。

住民のニーズを把握し、利用しやすい施設運営を図る必要があります。

学習ボランティアの育成、活用を図る必要があります。

武道館温水プールをはじめ体育施設は、安全確保と効果的で利用拡大に繋がる事業の展開が求められています。

図書館における図書の充実と、読書活動の普及、推進を図る必要があります。

主 要 施 策

施設の整備充実

管理運営体制の充実

学習ボランティアの育成、活用

読書活動の推進と学校図書との連携

図書資料の充実

4 - 4 - 2 【情報・制度】

現 状

「夢通信」などで情報を提供していますが、周知・PRに関して十分でない状況にあります。

「なな・なんと情報」により、近隣町との連携による情報提供に努めています。学びに関する制度が充実していない状況にあります。

課 題

住民の意見を聞き、施策に反映させる必要があります。

多様な学習ニーズに対応した的確な情報の提供が求められています。

制度に対する情報提供と、周知・PRを図る必要があります。

学習支援制度の充実が求められています。

主要施策

情報収集・提供機能の充実

学習支援制度の充実

4 - 4 - 3 【団体支援】

現 状

価値観の多様化、活動の個別化により団体離れが進行しています。

団体未加盟の小グループ活動が増加しています。

課 題

連盟、協会に属さない自主的活動団体やサークルを把握する必要があります。

団体、小グループの育成と活動支援を図る必要があります。

リーダーの発掘、育成を推進する必要があります。

主要施策

情報収集・提供の充実

団体、小グループの活動支援

4 - 5 文化

(施策の展開方針)

町民の主体的な活動を支援し、芸術鑑賞事業や発表機会の充実に努め、潤いや生きがいのあるまちづくりをめざします。

4 - 5 - 1 【芸術・文化】

現 状

サークル活動を中心に活発な文化活動が展開されています。
芸術文化事業企画委員会「夢創」により住民企画の芸術鑑賞機会が提供されています。
民間組織の活動が活発化し、町内における芸術鑑賞機会は増加しています。
幼児から高齢者まで、年代に応じた鑑賞事業を行っています。

課 題

団体、サークル等の芸術文化活動に対する支援が求められています。
鑑賞事業に関する関係機関・団体の情報共有に努め、連携を図る必要があります。

主要施策

芸術文化活動の支援
情報収集・提供の充実

4 - 5 - 2 【文化財】

現 状

本町は開拓の歴史が浅く、文化財に該当するものが少ない状況にあります。
開拓資料館の展示物が学習資料として十分に活用されていない状況にあります。

課 題

開拓資料館の利用促進と文化財の保護に努める必要があります。

主要施策

文化財の保護と郷土資料の整理
開拓資料館の利用促進



資料編

1	佐呂間町総合計画策定審議会への諮問	88
2	佐呂間町総合計画策定審議会からの答申	89
3	グラフと表でみるサロマ	90～95
4	佐呂間町の一年	96
5	策定までの経過	97～100
6	佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿	101

1 佐呂間町総合計画策定審議会への諮問

佐 企 第 226 号
平成20年11月 5日

佐呂間町総合計画策定審議会
会長 関 東 俊 彦 様

佐呂間町長 川 根 章 夫



佐呂間町総合計画に関する諮問について

21世紀を迎え、これまで歩んできた「まちづくり」の経験を活かし、町民一人ひとりのより豊かで快適な生活の実現と「サロマ」のさらなる発展を目指す佐呂間町の新しい総合計画を策定する必要があります。

つきましては、限られた行財政資源をより有効に活用するため、長期的展望に立った「まちづくり」の基本方向について諮問します。

記

1. 基本構想

平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする基本的な構想と目標樹立

2 .佐呂間町総合計画策定審議会からの答申

平成22年 8月23日

佐呂間町長 川 根 章 夫 様

第4期佐呂間町総合計画策定審議会
会 長 関 東 俊 彦



第4期佐呂間町総合計画の策定について（最終答申）

平成20年11月5日付けで本審議会に諮問のありました第4期佐呂間町総合計画につきまして、平成22年2月26日付けで基本構想を中間答申したところではありますが、この基本構想に基づき進めてまいりました基本計画の策定が完了しました。

このことから、別冊のとおり第4期佐呂間町総合計画として最終答申いたします。

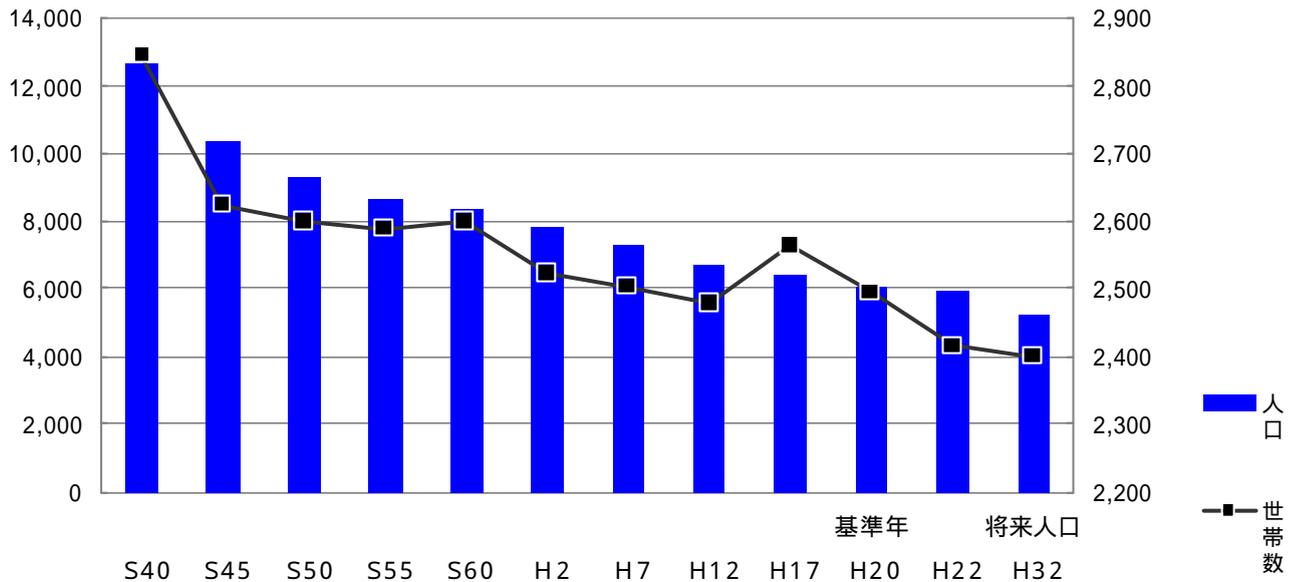
今回の総合計画では、町民と行政の連携による協働を基本理念に掲げており、町民を代表する本審議会としては、計画策定の理念が活かされたものと考えています。

この計画の推進にあたっては、掲げられたタイトル「青い湖と緑の大地 人が縮く未来のサロマ」に基づくまちづくりを目指し、時代の潮流に対応するとともに、策定の過程を十分に認識くださいます。本計画の実現に向け最大限の努力をされることを切に希望いたします。

3 .グラフと表でみるサロマ

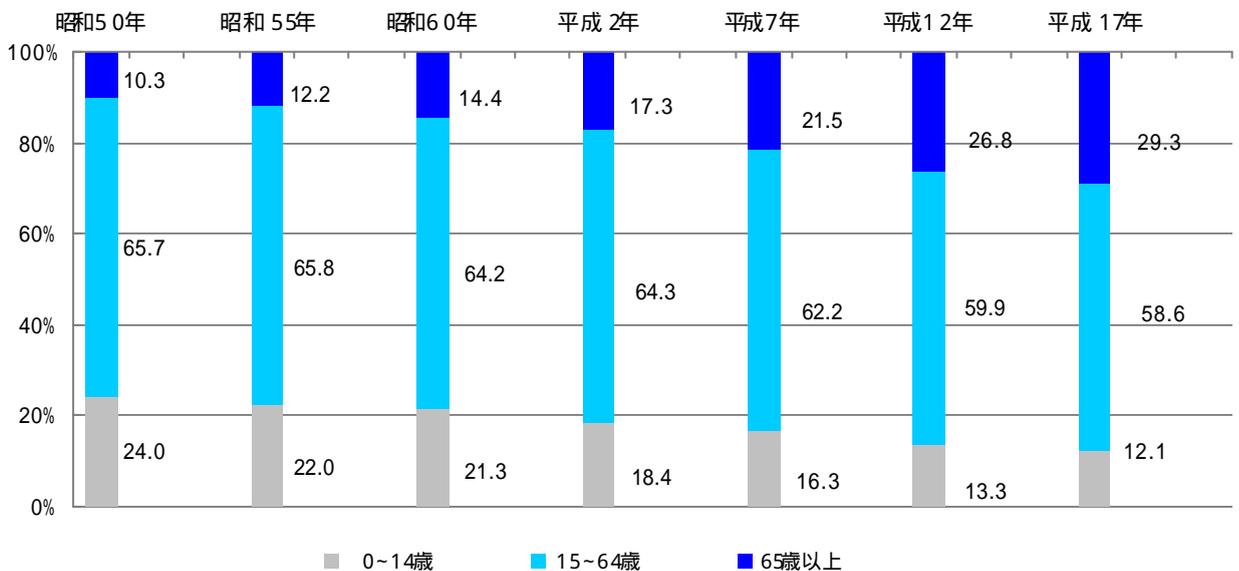
グラフの数値は「四捨五入」により計算されているため、パーセントの合計は必ずしも100%にはなっていません。

人口と世帯数の推移



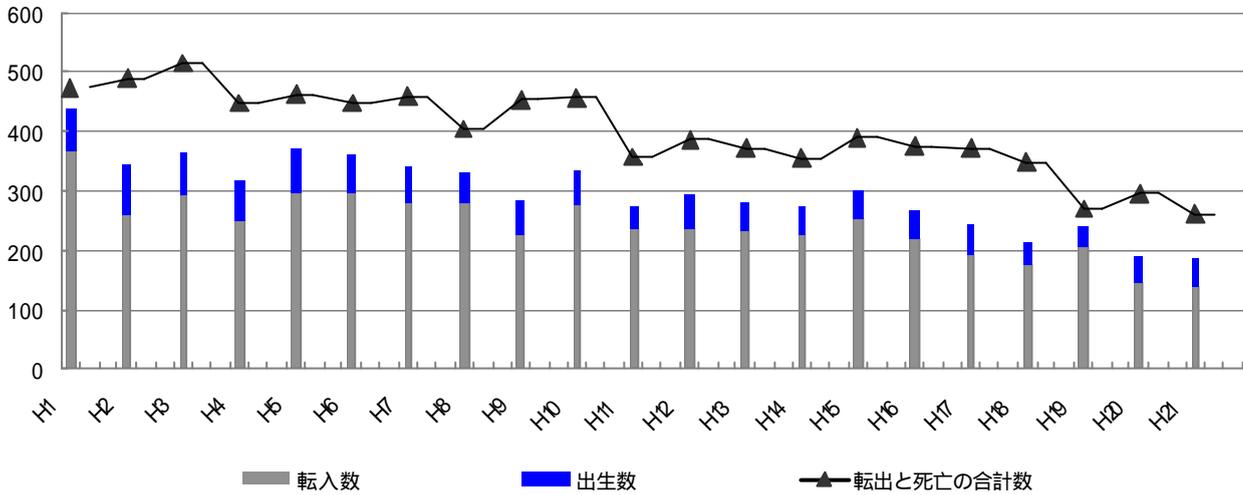
資料 :国勢調査

年齢3区分別人口の構成比



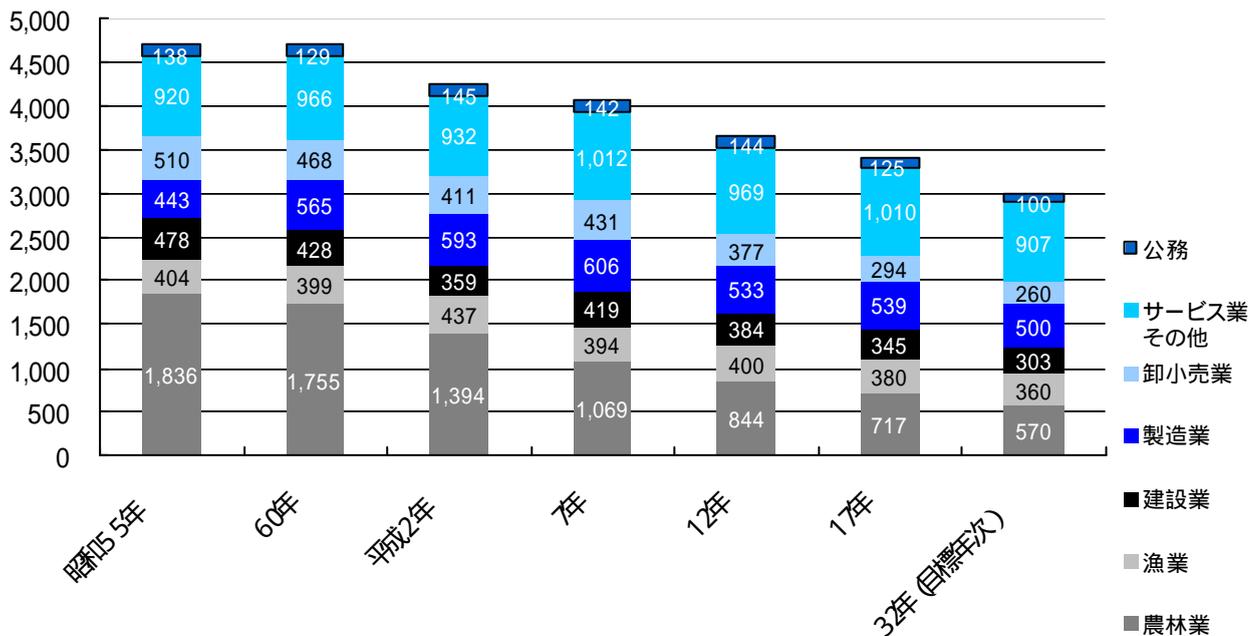
資料 :国勢調査

人口動態



資料 :住民基本台帳

産業別就業者数の推計



資料 :国勢調査

小中学校児童・生徒数の推移

区分	小 学 校							中 学 校				合 計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合 計	1学年	2学年	3学年	合 計	
平成 元年	97	98	102	114	115	112	638	120	113	131	364	1,002
平成 2年	105	96	97	102	112	117	629	111	122	115	348	977
平成 3年	101	102	97	98	103	112	613	114	111	119	344	957
平成 4年	80	97	98	95	96	100	566	112	112	111	335	901
平成 5年	64	81	95	96	93	96	525	98	109	112	319	844
平成 6年	89	63	78	96	95	93	514	96	94	110	300	814
平成 7年	66	86	65	79	96	95	487	96	93	93	282	769
平成 8年	69	68	88	63	78	96	462	96	96	96	288	750
平成 9年	75	71	63	87	60	75	431	91	93	93	277	708
平成10年	59	72	67	61	85	60	404	76	88	94	258	662
平成11年	66	59	75	68	61	83	412	59	72	91	222	634
平成12年	66	65	59	75	65	60	390	80	60	72	212	602
平成13年	49	69	65	62	74	68	387	58	80	59	197	584
平成14年	59	48	66	64	58	72	367	65	58	82	205	572
平成15年	50	61	48	66	63	57	345	70	64	60	194	539
平成16年	54	49	60	46	66	62	337	56	70	65	191	528
平成17年	47	53	48	60	47	64	319	58	56	70	184	503
平成18年	35	47	52	48	59	47	288	64	56	56	176	464
平成19年	58	34	47	52	48	62	301	47	65	57	169	470
平成20年	53	58	34	46	55	47	293	59	47	66	172	465
平成21年	44	51	55	33	45	54	282	47	58	47	152	434
平成22年	42	44	51	54	34	47	272	56	46	59	161	433

資料 : 学校基本調査

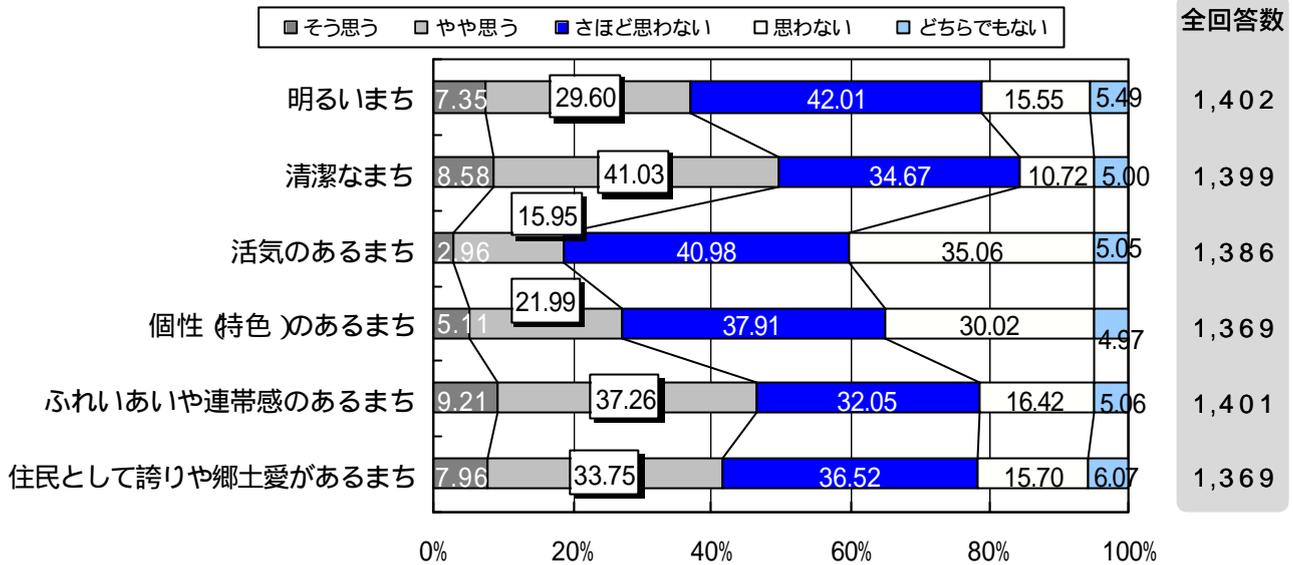
土地利用状況の推移

単位 : ha

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	池沼	牧場	原野	雑種地	その他
平成 元年	40,451.0	193.9	6,702.4	368.4	18,184.2	6.3	1,815.4	584.8	102.6	12,493.0
平成 2年	40,566.0	193.9	6,700.6	370.0	18,183.2	6.5	1,814.8	583.3	106.1	12,607.6
平成 3年	35,122.0	192.0	6,688.9	370.3	18,181.5	6.5	1,813.5	579.9	108.9	7,180.5
平成 4年	35,122.0	185.1	6,665.0	373.6	18,164.7	6.4	1,804.2	578.4	108.5	7,236.1
平成 5年	40,501.0	183.2	6,640.7	378.5	18,154.5	6.3	1,802.5	572.6	131.3	12,631.4
平成 6年	40,499.0	179.9	6,631.8	386.4	18,141.8	6.3	1,796.7	568.0	135.2	12,652.9
平成 7年	40,499.0	179.2	6,632.4	387.7	18,123.1	6.3	1,784.8	567.7	134.7	12,683.1
平成 8年	40,499.0	177.6	6,617.1	389.3	18,106.9	6.2	1,778.9	566.3	135.1	12,721.6
平成 9年	40,499.0	175.1	6,630.8	389.2	18,102.7	6.2	1,759.8	564.6	135.4	12,735.2
平成10年	40,499.0	175.4	6,620.0	390.7	18,096.1	6.2	1,756.5	563.7	130.2	12,760.2
平成11年	40,499.0	174.6	6,612.7	391.6	18,099.6	6.8	1,755.7	561.1	130.0	12,766.9
平成12年	40,499.0	172.9	6,629.0	391.4	18,082.1	6.8	1,753.1	558.0	132.4	12,773.3
平成13年	40,499.0	-	6,793.9	391.8	18,077.5	6.8	1,751.0	557.0	133.8	12,787.2
平成14年	40,499.0	-	6,790.7	392.0	18,069.3	6.8	1,748.7	556.6	135.0	12,799.9
平成15年	40,499.0	-	6,788.3	393.0	18,066.1	6.4	1,750.4	554.8	135.7	12,804.3
平成16年	40,499.0	-	6,783.3	398.3	18,064.5	6.4	1,747.1	552.0	138.2	12,809.2
平成17年	40,499.0	-	6,767.3	400.0	18,063.4	6.4	1,740.9	551.7	139.6	12,829.7
平成18年	40,499.0	-	6,763.4	403.6	18,073.5	6.3	1,733.6	550.7	142.8	12,825.1
平成19年	40,499.0	-	6,821.1	404.3	18,066.4	7.6	1,620.7	553.7	147.8	12,877.4
平成20年	40,499.0	-	6,991.2	430.3	22,903.2	7.6	1,726.8	383.3	298.8	7,757.8
平成21年	40,499.0	-	6,989.0	433.2	22,846.5	7.6	1,723.4	384.6	296.5	7,818.2
平成22年	40,499.0	-	6,830.2	441.9	22,929.9	7.5	1,644.5	355.4	457.2	7,832.4

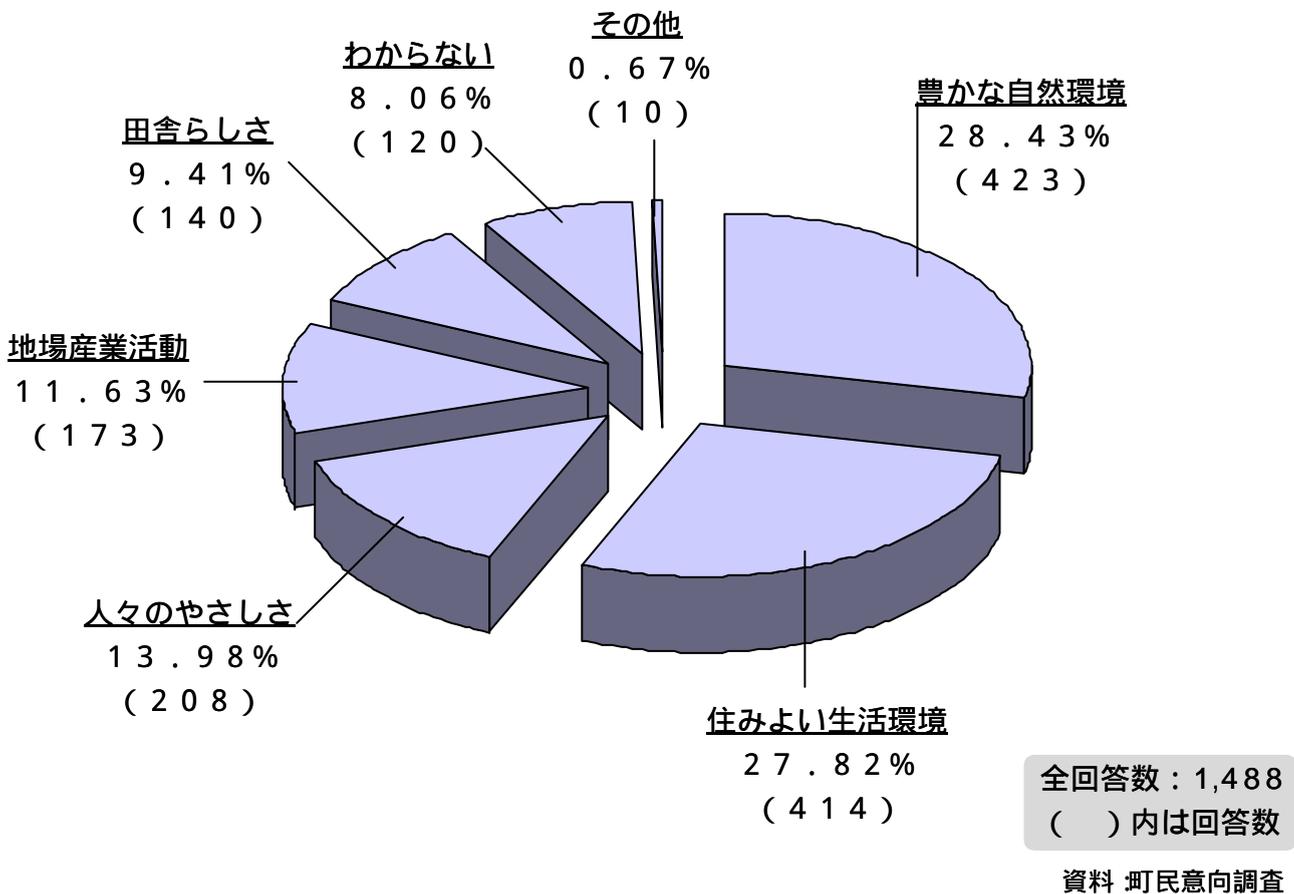
資料 : 固定資産概要調査

佐呂間町のイメージについて

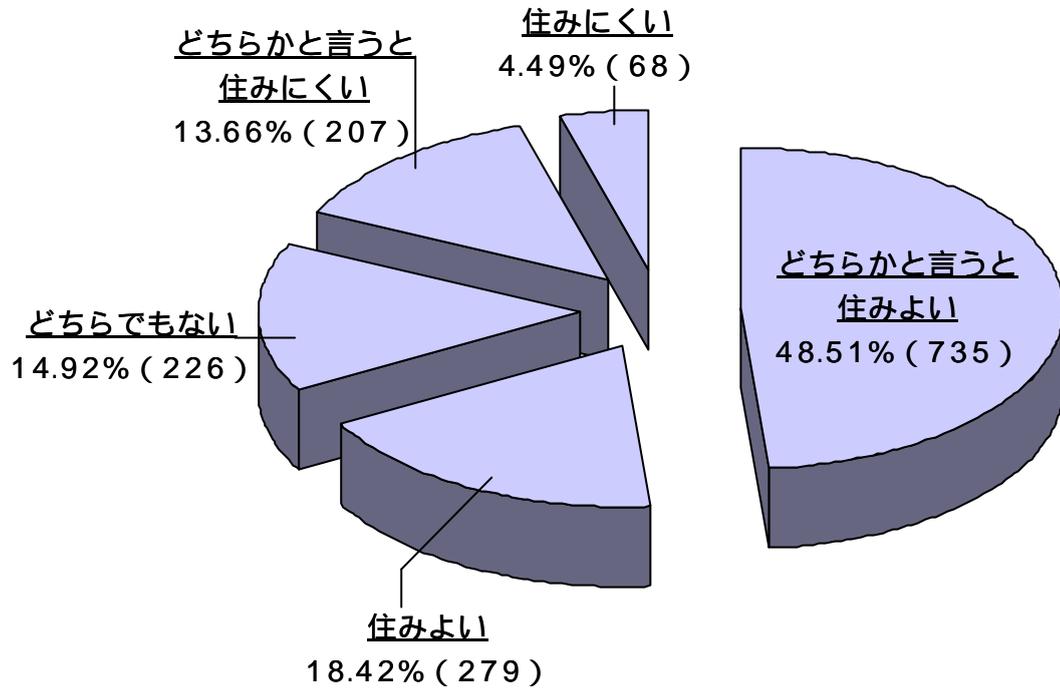


資料:町民意向調査

まちのよさ



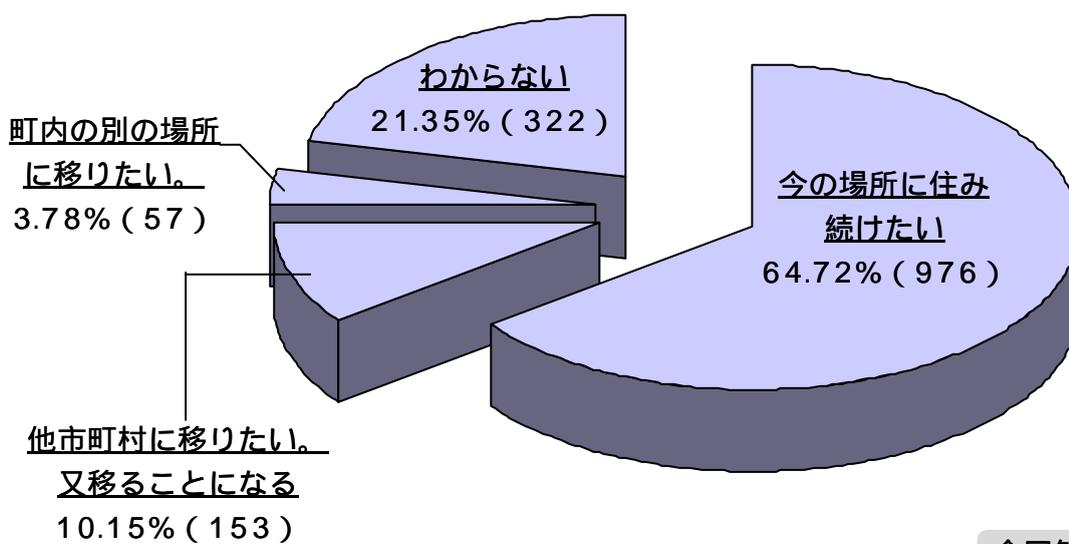
住みよさについて



全回答数：1,515
()内は回答数

資料：町民意向調査

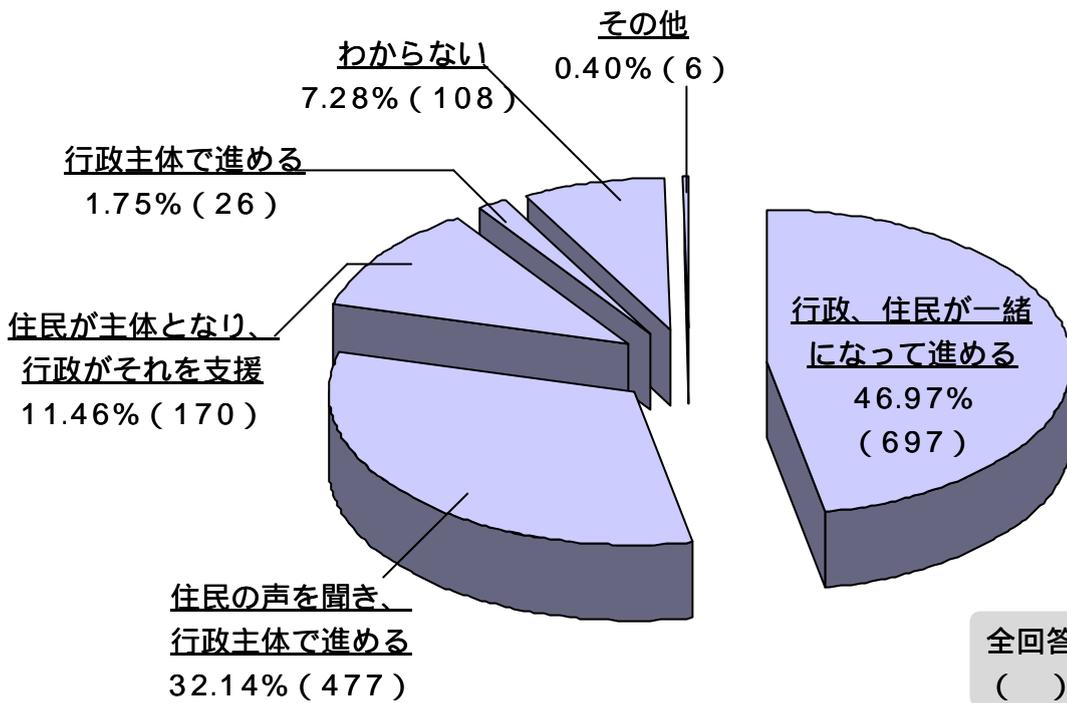
定住の意向



全回答数：1,508
()内は回答数

資料：町民意向調査

まちづくりについて

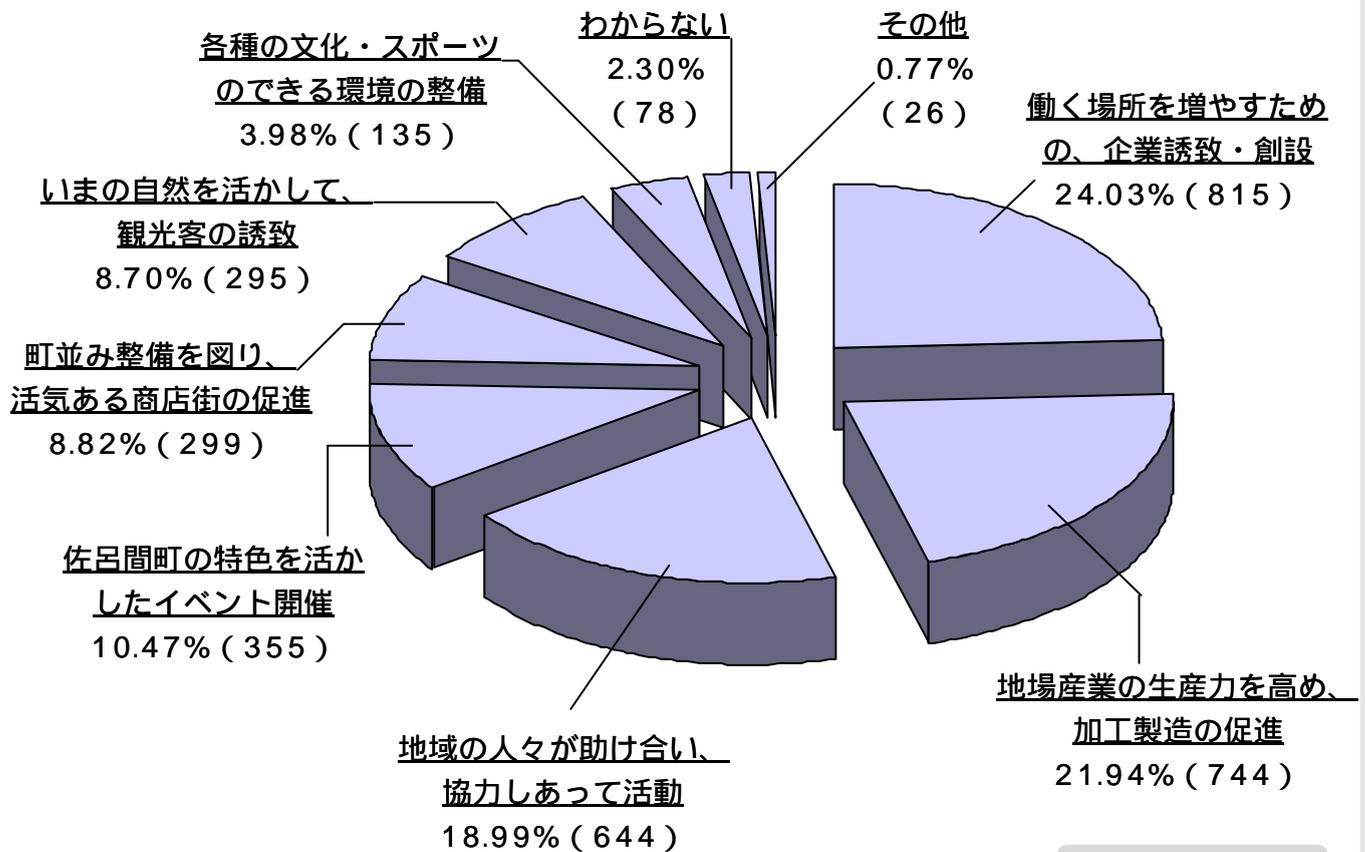


全回答数：1,484

()内は回答数

資料：町民意向調査

地域活性化について

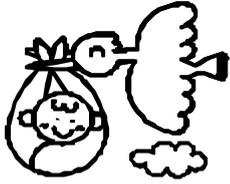


全回答数：3,391

()内は回答数

資料：町民意向調査

4 .佐呂間町の一年(平成21年)



46人
出生



61人
死亡



139人
転入者



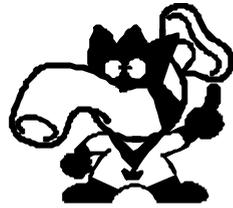
200人
転出者



34組
結婚



8組
離婚



769,456
水道水
使用量



2,501t
ごみ収集
搬入量



1,007キロリットル
し尿
排泄量



265,563ミリリットル
酒類
消費量



10,262人
図書
貸出人数



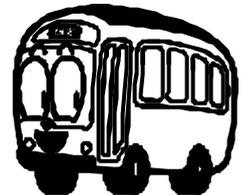
56,224冊
図書
貸出冊数



10,371人
温水プール
利用者数



4,873人
武道館
利用者数



11,780人
バス
乗車人員



2件
火災
発生件数



40件
犯罪
発生件数



14件
交通事故
発生件数



216回
救急車
出動回数

5 第4期佐呂間町総合計画策定までの経過

審議会・部会開催状況

- ・策定審議会（全体会議） 4回
- ・基本構想・調整部会 8回
- ・まちづくり部会 12回
- ・産業振興部会 13回
- ・社会福祉分科会 12回
- ・教育分科会 12回

町民懇談会等の開催状況

- ・まちづくり講演会

審議会委員視察調査

まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none">・新十津川町（行財政改革の取組み状況について）・奈井江町（行財政改革の取組み状況について）
産業振興部会	<ul style="list-style-type: none">・町内観光施設（ピラオロ展望台、湖畔遊歩道、サロマ湖展望台、幌岩山、道の駅、悠林館、キムアネップ岬、サンゴ草群生地、キムアネップキャンプ場）・遠軽町生田原、(有)リゲルファーム（施設の概要及び先進的な農業の取組状況）・訓子府町（まちなみ整備事業を軸とした商店街の活性化）
社会福祉分科会 教育分科会	<ul style="list-style-type: none">・北見市、社会福祉法人相内光央会（施設視察、運営状況）・上湧別町、社会福祉法人上湧別福祉会（経営移譲の経緯、運営状況、施設増床計画、施設視察）・置戸町、置戸町学校給食センター（地産地消、食育の視点からの学校給食の取組み）・津別町教育委員会（放課後児童プラン、放課後子どもプランの実践）

その他

- ・町民意向調査
- ・総合計画策定課長会議 4回

年 月 日	事 項	備 考
平成20 . 5 . 23	第1回総合計画策定課長会議	総合計画策定要領、総合計画策定課長会議設置要領、総合計画策定の流れ
10 . 24	第2回総合計画策定課長会議	第1回審議会の流れ、現状と課題審議
11 . 5	第1回佐呂間町総合計画策定審議会	総合計画策定審議会委員任命、正副会長互選、審議会部会の設置、策定要領要旨説明、佐呂間町総合計画に関する諮問
11 . 27	第2回佐呂間町総合計画策定審議会 第1回まちづくり部会 第1回産業振興部会 第1回社会福祉分科会 第1回教育分科会	部会委員の指名、正副部会長選出（各部会開催）、町民意向調査等設問検討 正副部会長選出、町民意向調査等設問検討 " " "
12 . 5	第1回基本構想・調整部会	町民意向調査等設問調整
平成21 . 1 . 27	第2回産業振興部会 第2回社会福祉分科会	現状と課題審議 "
1 . 28	第2回まちづくり部会	"
1 . 29	第2回教育分科会	"
2 . 3	第3回産業振興部会	現状と課題審議、3期計画進捗状況総括
2 . 9	第3回教育分科会	"
2 . 12	第3回まちづくり部会 第3回社会福祉分科会	" "
2 . 19	第4回産業振興部会	現状と課題審議
2 . 25	第4回教育分科会	"
2 . 27	第4回まちづくり部会 第4回社会福祉分科会	" "
3 . 2	第5回産業振興部会	"
3 . 11	第5回まちづくり部会	"
3 . 12	第5回教育分科会	"
3 . 16	第5回社会福祉分科会	"
3 . 23	第6回産業振興部会	"
3 . 24	第6回まちづくり部会	"
3 . 25	第6回教育分科会	"

年 月 日	事 項	備 考
平成21 . 4 . 2	第6回社会福祉分科会	現状と課題審議
4 . 6	第7回教育分科会	〃
4 . 1 4	第2回基本構想・調整部会 第7回まちづくり部会	まちづくり講演会審議、タイトル審議 現状と課題審議
4 . 1 5	第7回産業振興部会	現状と課題審議
4 . 1 7	第7回社会福祉分科会	現状と課題審議、「計画素案」施策の体系審議
4 . 2 0	第8回教育分科会	〃
4 . 2 8	第8回産業振興部会	〃
4 . 3 0	第8回まちづくり部会	〃
5 . 1 1	第3回基本構想・調整部会	町民意向調査集計、人口推計、まちづくり講演会審議
5 . 2 9	まちづくり講演会 まちづくり交流会	講師：前山口県柳井市長 河内山 哲朗氏
6 . 2 3	第3回総合計画策定課長会議	現状と課題審議、施策の体系審議
7 . 15	社会福祉分科会・教育分科会 合同町外視察	置戸町、津別町
7 . 2 1	社会福祉分科会・教育分科会 合同町外視察	北見市、上湧別町
7 . 2 7 ~ 2 8	まちづくり部会町外視察	新十津川町、奈井江町
9 . 4	産業振興部会町内視察	町内観光施設（ピラオロ展望台など）
9 . 1 5	産業振興部会町外視察	遠軽町生田原、訓子府町
1 0 . 2 6	第4回基本構想・調整部会	現況と課題審議、タイトル審議、町民意向調査集計結果審議、基本構想構成審議
1 1 . 1 6	第9回教育分科会	現状と課題審議、主要施策審議、タイトル審議
1 1 . 1 7	第9回まちづくり部会	現状と課題審議、主要施策審議
1 1 . 1 8	第9回産業振興部会 第8回社会福祉分科会	現状と課題審議、主要施策審議、タイトル審議 〃
1 1 . 2 4	第10回まちづくり部会	〃

年 月 日	事 項	備 考
1 1 . 2 6	第 1 0 回産業振興部会	現状と課題審議、主要施策審議、タイトル審議
1 1 . 2 7	第 1 0 回教育分科会	〃
1 2 . 4	第 9 回社会福祉分科会	〃
1 2 . 7	第 1 1 回産業振興部会	主要施策審議
1 2 . 1 5	第 5 回基本構想・調整部会	タイトル審議、基本構想審議
平成 2 2 . 1 . 1 2	第 1 1 回教育文科会	基本目標審議、施策の展開方針審議
1 . 1 3	第 1 0 回社会福祉分科会	〃
1 . 1 4	第 1 1 回まちづくり部会	〃
	第 1 2 回産業振興部会	〃
1 . 2 7	第 6 回基本構想・調整部会	タイトル審議、基本構想審議、中間答申審議
2 . 2 6	第 3 回佐呂間町総合計画策定審議会	基本構想・現況と課題の確認、第 4 期佐呂間町総合計画中間答申
3 . 1 1	第 1 1 回社会福祉分科会	主要施策審議
3 . 2 9	第 7 回基本構想・調整部会	施策の展開方針審議
4 . 2 8	第 4 回総合計画策定課長会議	前期実施計画審議
5 . 2 7	第 1 2 回社会福祉分科会	前期実施計画面案
5 . 3 1	第 1 2 回まちづくり部会	〃
6 . 1	第 1 2 回教育分科会	〃
6 . 2	第 1 3 回産業振興部会	〃
6 . 2 9	第 8 回基本構想・調整部会	前期実施計画審議、基本構想審議、基本計画審議
8 . 2 3	第 4 回佐呂間町総合計画策定審議会	基本構想・基本計画の最終確認、第 4 期佐呂間町総合計画最終答申
9 . 1 5	平成 2 2 年町議会第 3 回定例会提案	町総合計画審査特別委員会付託
1 1 . 2 5	議会総合計画策定審議特別委員会開催	
1 2 . 1 6	平成 2 2 年町議会第 4 回定例会にて可決	

6 佐呂間町総合計画策定審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

部会長

副部会長

区 分	氏 名	備 考
会 長	関東 俊彦	商工会会長
副 会 長	船木 耕二	社会教育委員委員長
まちづくり部会	井上 孝一 谷川 哲也 室井 久志 今 眞智子 高橋 光貴 斉藤 登久代 吉野 厚志 坂本 竣一 面 ひとみ 岸本 伸治 柴田 恭宏	自治会連合会会長 公募 体育指導委員委員長 文化連盟事務局会計 商工会青年部部長 商工会女性部部長 観光物産協会理事 建設業協会会長 公募 公募 公募
産業振興部会	北原 弘司 杉本 武雄 為広 裕司 川上 邦夫 長谷部 泰裕 渡部 和子 浜野 徹 船木 満寛 渡辺 勝彦 鈴木 浩子 中村 嘉宏 村岡 忠	森林組合理事・総務委員長 公募 P T A 連合会会長 農協参事 農協青年部部長 農協女性部部長 漁組総務部長 漁組青年部部長 遠軽信金佐呂間支店長 公募 公募 公募
社会福祉・教育部会 社会福祉分科会 教育分科会	尾崎 実 宇佐美 不二夫 八島 寛 小池 榮 増子 政信 佐伯 育子 清水 律子 渡辺 幸栄 安斉 忠 田宮 京子	体育協会副会長 社会福祉協議会会長 老人クラブ連合会会長 ボランティア連絡協議会会長 民生児童委員協議会会長 公募 公募 漁組女性部部長 森永乳業(株)佐呂間工場事務課長代理 公募

備考は委員委嘱時現在

基本構想・調整部会は、会長、副会長、各部会長、副部会長で構成

北海道佐呂間町

第4期佐呂間町総合計画

平成23年3月発行

発行 北海道佐呂間町

〒093-0592

北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

TEL(01587)2-1211 FAX(01587)2-3368

<http://www.town.saroma.hokkaido.jp/>

編集 佐呂間町企画財政課計画係

TEL(01587)2-1214

mail:kikaku@town.saroma.hokkaido.jp
